

第2期寄居町地域福祉計画
地域福祉活動計画
(骨子案)

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の法的根拠.....	3
3. 計画の位置付け	5
4. 計画の期間	7
5. 計画の策定体制・策定方法	8
第2章 現状と課題	11
1. 地域福祉をめぐる社会動向	11
2. 町の状況	17
3. 多様な町民の状況	23
4. 活動の担い手の状況	32
5. 町民の意識	39
6. 地域福祉の方向性をめぐる課題.....	49
第3章 計画の基本理念と基本目標	53
1. 基本理念.....	53
2. 基本目標.....	54
3. 施策の体系	55

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

全国的に、少子高齢化、単身世帯の増加、非正規労働者の増加等が進行しています。これらを背景として、自助のみで日常生活・地域生活を営むことが困難な人が増加しています。それに伴い、暮らしの支援ニーズが増大し、また、複雑化・多様化しています。他方で、地域における人間関係の希薄化が進むとともに、従来の地域福祉活動の担い手の高齢化や後継者不足等も進んでおり、地域における互助力も弱まっています。

これらの結果として、孤立や虐待等、表面化しにくい問題の広がりが懸念されており、また、ダブルケア¹、ワーキングプア²、8050問題³といった新たな問題が注目されています。このような、多様な生きづらさに関する問題には従来の福祉が積極的に関わりにくい面がありますが、関わらないことによって問題がさらに深刻化するという悪循環も生じています。こうしたことから、地域で支援を必要としている人を早期に発見し、適切に支援を提供できる地域づくりが求められます。多職種・多機関の連携や、専門機関と地域活動との連携等を進め、適切な関与のもとに地域で支えあう包括的な支援の提供体制づくりが重要となっています。

他方では、NPOやソーシャルビジネス⁴等、地域社会や地域福祉の新たな担い手の広がり、クラウドファンディング⁵等により寄付で間接的に活動を支える人の広がり等、新たな潮流も広がっています。2025年には日本国内の65歳以上の人口が3人に1人となり⁶、2040年には現役世代1.5人で1人の高齢者を支える社会が到来します⁷。そのような社会の到来に向けて、当面は従来の福祉の持続を図りつつも、中長期的には新たな潮流を積極的に組み込みながら、福祉の提供体制の調整を図っていくことが重要となります。

こうした中、「地域共生社会」⁸の実現に向けて、社会福祉法の改正が進められ、各地で地域福祉の再構築が進められています。町においても、今後の少子高齢化や経済成長の鈍化を見

¹ ダブルケア：子育てと親の介護を同時期に行うこと

² ワーキングプア：就労により得ている収入の水準が低く生活が困難な労働者

³ 8050問題：80代の親が年金収入等で50代の子どもの生活を支えるという問題

⁴ ソーシャルビジネス：社会課題をビジネスの手法で解決しようとする取組

⁵ クラウドファンディング：インターネット等を介して行われている不特定多数の人からの資金調達

⁶ 2025年問題：2025年には団塊世代が75歳以上となり、4人に1人が75歳以上となる。

⁷ 2040年問題：2040年には高齢者人口がピークを迎え、高齢者1人を現役世代1.5人で支える状況が推計されている。地域社会や自治体行財政への負担も大きくなる。

⁸ 地域共生社会：制度・分野ごとの縦割りや、支え手・受け手という関係を超越して、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すもの。

すえるとともに、担い手や支援方法の多様化、社会技術の進化等の状況も見すえ、個別の施策の見直しにとどまらない、自助・互助・共助・公助のより適切なあり方、公・共・私の役割や関係性の調整・再構築に踏み込んでいくことが必要となります。

町では、2016年に寄居町地域福祉計画（以下、「前計画」という）を策定し、「みんなで支える 共に生きるまちづくり」を基本理念に掲げ、町民とともに地域福祉の推進に取り組んできました。2020年度で前計画の計画期間が終了することから、今日の社会的潮流及び今後の町の中長期的な情勢等を見すえ、第2期地域福祉計画を策定します。

寄居町の地域共生社会の構築に向けて、地域一体となった取り組みがますます重要となることから、第2期地域福祉計画は、寄居町社会福祉協議会の地域福祉活動計画と一体的に策定します（以下、第2期地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体として「本計画」という）。また、福祉の提供と一体的に権利擁護の強化も図るため、寄居町成年後見制度利用促進基本計画を含む計画として策定します。

2. 計画の法的根拠

本計画は、町の第2期寄居町地域福祉計画、社会福祉協議会の地域福祉活動計画を一体化して策定するものであり、寄居町成年後見制度利用促進計画を内包します。それぞれの計画の法的根拠は以下の通りです。

第2期寄居町地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定を根拠として策定するものです。

《社会福祉法》

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

地域福祉活動計画は、社会福祉法第109条の規定に基づく寄居町社会福祉協議会が策定する計画です。地域福祉活動計画の策定は義務づけられていませんが、町において、自治会、民生委員・児童委員、福祉委員、地域支えあいの会等と協働し、また、地域で福祉活動を行う者、福祉事業を経営する者等と相互に協力し、地域福祉の推進を目的とした実践的な活動・行動を行うために策定するものです。

《社会福祉法》

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつては（中略）が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

寄居町成年後見制度利用促進基本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条の規定に基づき、策定するものです。

《成年後見制度利用促進法》

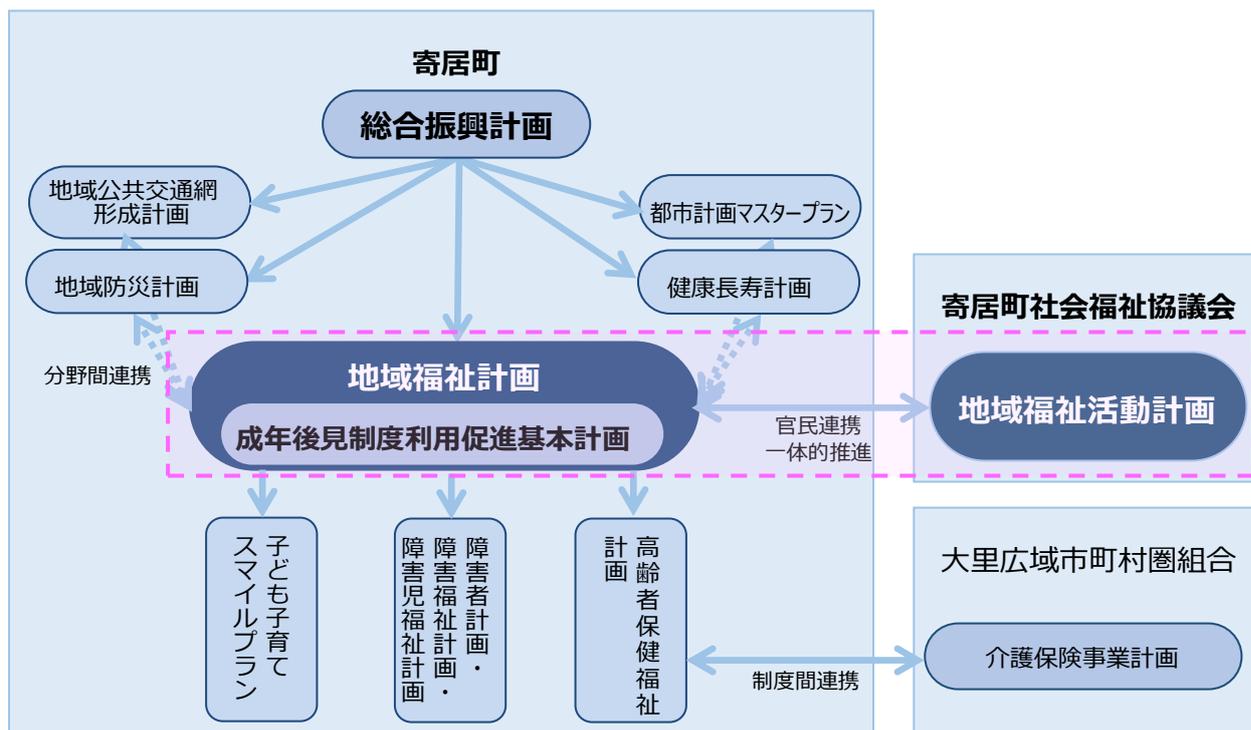
第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見制度等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3. 計画の位置付け

本計画は、町の行政計画である「寄居町地域福祉計画」と民間法人である寄居町社会福祉協議会の「寄居町地域福祉活動計画」を一体化した計画であり、町における地域福祉を官民一体になって推進する計画です。

このうち、「寄居町地域福祉計画」は、町の最上位計画である「寄居町総合振興計画」における福祉分野の施策を策定する計画とも位置付けられます。町における他の分野の計画と連携しながら、「寄居町総合振興計画」が目指す「可能性^{むげんだい} ∞ 笑顔満タン よりいまち」の実現を図ります。同時に、「寄居町成年後見制度利用促進基本計画」を含み、「寄居町子ども子育てスマイルプラン（寄居町次世代育成支援対策行動計画・寄居町子ども・子育て支援事業計画）」、「寄居町高齢者保健福祉計画」、「寄居町障害者計画・寄居町障害福祉計画・寄居町障害児福祉計画」の上位計画にも位置付けられ、福祉分野の各個別計画の理念や施策を包括し、また、補完し、福祉分野の施策の一体的な推進を図ります。

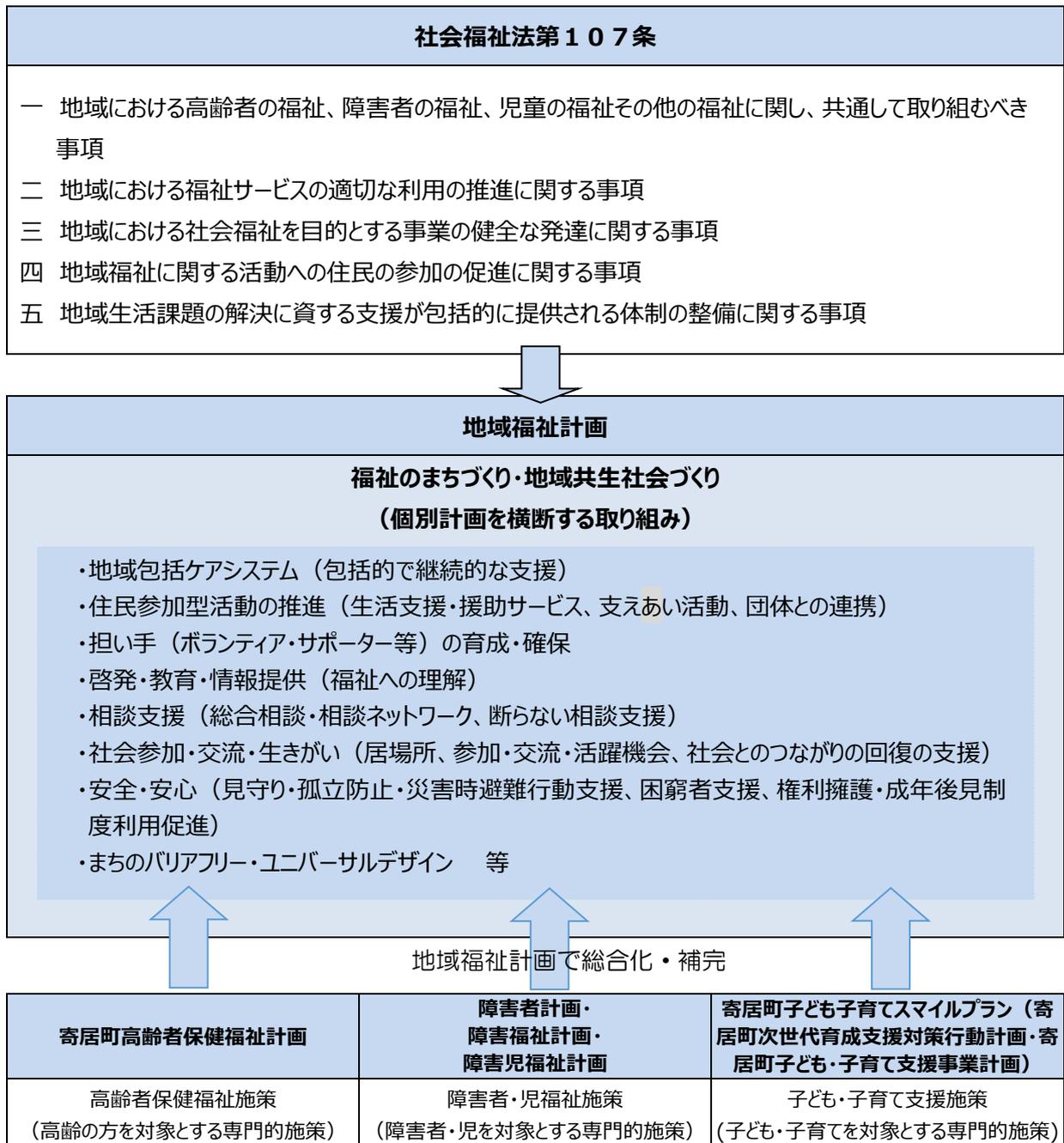
【計画の位置付け】



○福祉分野の個別計画との関係

「高齢者保健福祉計画」「障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」「子ども・子育て支援事業計画（次世代育成支援行動計画を含む）」では、各計画ともに、サービス見込み量や目標値等を掲げる事業計画的な内容と、地域の仕組みづくりや活動推進等のまちづくり計画的な内容を定めています。本計画は、各計画におけるまちづくり的な施策のうち主に共通的な施策や横断的に連携すべき施策に焦点をあてて総合化し、補完します。

【福祉分野の個別計画と地域福祉計画】



4. 計画の期間

本計画の期間は令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間とします。また、社会情勢や関連する他の計画との整合を図るため、必要に応じて見直しを行うものとします。

【計画期間】

年	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
高齢化率 (全国)	17.4%	20.2%	23.0%	26.6%	28.9%	30.0%	31.2%	32.8%	35.3%
人口問題等	介護保険 導入				2025年 問題				2040年 問題
寄居町地域 福祉計画				前計画	本計画				

H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
第6次寄居町総合振興計画(前期基本計画)						(後期基本計画)					
寄居町地域福祉計画						第2期寄居町地域福祉計画・ 地域福祉活動計画 (成年後見制度利用促進基本計画を含む)				(次期)	
高齢者保健福祉計画		高齢者保健福祉計画		高齢者保健福祉計画		(次期)					
第6期介護保険事業計画		第7期介護保険事業計画		第8期介護保険事業計画		(次期)					
障害者計画・ 第4期障害福祉計画		障害者計画・ 第5期障害福祉計画・ 第1期障害児福祉計画		障害者計画・ 第6期障害福祉計画・ 第2期障害児福祉計画		(次期)					
寄居町子ども・子育てスマイルプラン				第2期寄居町子ども・子育てスマイルプラン				(次期)			

※介護保険事業計画は3年間の事業計画だが、第8期計画では2040年を見すえた将来推計を行う。

※高齢化率：2015年までは実績値（国勢調査）。2020年以降は推計値（国立社会保障・人口問題研究所）。

5. 計画の策定体制・策定手法

計画策定に際して、町民の福祉に対する意識や地域活動への参加状況等の実態を把握するとともに、ご意見・ご提言を広く集め、計画策定への基礎資料として活用することを目的に町民アンケートを実施しました。さらに町民の参画と協働を基本とした計画策定の中心機関として「寄居町地域福祉計画等策定委員会」を、また、横断的連携を図るため庁内の関係各課の職員からなる「寄居町地域福祉計画等策定庁内会議」を設置し、計画策定を進めました。

2025年問題を間近に控え、社会保障審議会や地方制度調査会等の協議の視点が2040年問題に大きくシフトしていることから、町においても2040年問題を念頭において将来推計を行い、バックキャストの視点からも、本計画期間の検討作業を行いました。

計画素案を作成後、素案に対する町民の意見や要望等を収集するため、パブリックコメントを実施しました。

(1) アンケート調査の実施概要

町民の地域福祉に関する認識、要望、意見等を把握し、地域福祉計画策定の基礎資料を得るため、アンケート調査を実施しました。調査は、20歳以上の町民1,800人を無作為に抽出して実施しました。

アンケート調査の結果は、資料編にすべて掲載しています。

【アンケート調査の実施概要】

対象者	20歳以上の町民
対象者数	1,800人
抽出方法	住民基本台帳からの無作為抽出
調査方法	郵送法（郵送配布・郵送回収）
調査内容	・寄居町での暮らしについて（暮らしの不安や相談先、近所付き合い、行事や地域活動等） ・ボランティア活動や寄付について（参加の実態や意向） ・成年後見制度について（制度の周知と意向） ・町の福祉サービスについて（周知や利用実態、評価、方向性等）
調査期間	令和2（2020）年7月10日～7月29日
回収数・回収率	813件（45.2%）

(2) バックキャストによる検討

2040年問題への中長期的な対応に向けて、2040年までの世帯、就業者、財政等を推計し、中長期的な視点から本計画の役割を検討しました。そのうえで、将来を見据えた時に、従来の取り組みだけで不十分だと見込まれる点を明らかにしました。

なお、将来人口には国立社会保障・人口問題研究所の推計値を使用しました。また、世帯、就業者、財政の各数値は総人口及び人口構造の変化のトレンド（傾向）との関係性から統計的手法（単回帰分析）を用いて推計しました。

【将来推計の実施と方法】

推計項目	推計項目（細目）	使用データ	推計方法
人口	<ul style="list-style-type: none"> ・総人口 ・15歳未満人口 ・15～64歳人口 ・65歳以上人口 ・高齢化率 	国勢調査(1990・1995・2000・2005・2010・2015年)（内閣府「市区町村データベース」）、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30(2018)年推計）」	・国立社会保障・人口問題研究所の推計値を使用。
世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・一般世帯数 ・単身世帯数 ・高齢単身世帯数 ・高齢夫婦のみ世帯数 	国勢調査（2000・2005・2010・2015年）（「内閣府市区町村データベース」）	<ul style="list-style-type: none"> ・一般世帯数・単身世帯数：過去の各調査年の総人口に対する一般世帯数、単身世帯数の比率を算出し、比率のトレンド（傾向）と将来の総人口の推計値から将来の各年の世帯数を推計。 ・高齢単身世帯数・高齢夫婦のみ世帯数：過去の各調査年の65歳以上人口に対する高齢単身世帯数、高齢夫婦のみ世帯数の比率を算出し、比率のトレンドと将来の65歳以上人口の推計値から将来の各年の世帯数を推計。
就業者	<ul style="list-style-type: none"> ・就業者数 	内閣府「市区町村別データベース」(1990・1995・2000・2005・2010・2015年)	・過去の各調査年の15歳以上人口に対する就業者数の比率を算出し、比率のトレンドと将来の15歳以上人口の推計値から将来の各年の就業者数を推計。
財政	<ul style="list-style-type: none"> ・歳出 ・民生費、扶助費 	寄居町財務課（1990・1995・2000・2005・2010・2015年）	・過去の各調査年の人口1人当たりの歳出・民生費・扶助費の額を算出し、額のトレンドと将来の総人口の推計値から将来の各年の各額を推計。

(3) パブリック・コメントの実施概要

寄居町パブリック・コメント手続実施要綱の規定に基づき、以下の通りパブリック・コメントを実施しました。

【パブリック・コメントの実施概要】

意見募集案件	第2期寄居町地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定
実施期間	令和2（2020）年12月〇日～〇月〇日
閲覧	町ホームページ、健康福祉課、〇〇、〇〇
意見を提出できる町民	町民（町内に住所を有する者、町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体、町内の事務所又は事業所に勤務する者、町内の学校に在学する者）
意見提出方法	郵便又は信書便、ファクシミリ、電子メール、書面の持参
意見提出者数	〇人
意見数	〇件

第2章 現状と課題

1. 地域福祉をめぐる社会動向

(1) 社会保障制度・地域福祉に関する近年の改革の経過

平成25（2013）年8月に出された「社会保障制度改革国民会議報告書」では、すべての世代を支援の対象とし、また、すべての世代が、その能力に応じて支え合う全世代型の社会保障制度への転換の方向性を示しました。また、QOL（Quality of Life：生活の質）の向上の観点から、様々な生活上の困難があっても、地域でその人らしい生活が続けられるよう、地域特性に応じて医療・介護、福祉・子育て支援を含めた支えあいの仕組みづくりを、まちづくりとして推進する方向性を明示しました。

平成27（2015）年に出された「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」では、①さまざまなニーズに対応する新しい地域包括支援体制の構築、②サービスを効果的・効率的に提供するための生産性向上、③新しい福祉サービスの提供体制を担う人材の育成・確保という3つの取り組みの方向性を示しました。支援の包括化や地域連携・ネットワークづくりの更なる推進と、地域住民の参画・協働によって、多様なニーズをすくい取る全世代・全対象型地域包括支援体制の構築、誰もが支え合う「地域共生社会」の実現を進めていくこととしています。平成28（2016）年には、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置され、「地域共生社会」が今後の福祉改革の柱として位置付けられました。

平成29（2017）年には、「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）」の最終とりまとめにより、福祉の領域を超えた地域全体で地域力強化を図る必要性が示されました。また、その視点として、①それぞれの地域で共生の文化を創出する挑戦、②すべての地域の構成員の参加・協働、③重層的セーフティネットの構築、④包括的な支援体制の整備、⑤福祉以外の分野との協働を通じた「支え手」「受け手」が固定されない参加の場、働く場の創造の5点が示されました。

令和元（2019）年の「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」の最終とりまとめでは、中長期的な観点を念頭におきつつも、当面の課題として、市町村における地域の包括的な支援体制整備の在り方として、①断らない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援が示されました。

以上の方向性は、平成29（2017）年、令和2（2020）年の社会福祉法改正により、市町村が努めるべき包括的な支援体制の整備に反映されました。

従来、市町村には高齢者、障害者、子ども・子育てといった施策分野別に計画策定が求められており、各市町村は、長期に渡って、対象者別にサービス基盤の整備や支援体制の整備を進めてきました。しかし今日、住民の支援ニーズは複雑化・多様化しており、従来の支援の枠組みでは対応が困難な複合課題や困難事例等が数多く顕在化しています。一連の提言は、従来の対象者別の専門的な支援をより有効に機能させるとともに、従来の対象者別の専門的な支援の枠組みでは必要な支援を提供できなかった方に対し、住民の主体的な参加のもとで包括的な支援を提供し、相互に支え合う地域社会を築いていく方向性を示しています。

【制度改革等の動向】

年月	法令・方針等	要点
平成 25 年 (2013 年) 8 月	社会保障制度改革 国民会議報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての世代が安心感と納得感の得られる『全世代型』の社会保障制度に転換を図ることとし、医療・介護、子ども・子育て、公的年金制度の各分野にわたって改革の道筋を提示。 ・介護保険制度改革では地域包括ケアシステムの構築、予防給付の地域支援事業への移行について提示。また、在宅生活の継続のため住民による支援も含めたサービス提供体制について提示。
平成 27 年 (2015 年) 9 月	新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン	<ul style="list-style-type: none"> ・改革の方向性として、ニーズに即応できる地域の福祉サービスの包括的な提供の仕組み、生産性の向上、総合的な福祉人材の育成・確保を提示。
平成 28 年 (2016 年) 3 月	社会福祉法の改正	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人の地域における公益的な取り組みを実施する責務等の社会福祉法人改革 ・福祉人材の確保の促進等の措置 (平成 29 年 (2017 年) 4 月施行。一部平成 28 年 (2016 年) 3 月・4 月施行)
	寄居町地域福祉計画策定	<ul style="list-style-type: none"> ・「みんなで支える 共に生きるまちづくり」を基本理念とする 5 年計画の策定
4 月	成年後見制度の利用の促進に関する法律の成立	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の理念の尊重、地域の需要に対応した利用促進、体制整備 ・国・地方公共団体の責務、成年後見制度利用促進基本計画策定 (平成 28 年 (2016 年) 5 月施行)
6 月	ニッポン一億総活躍プラン	<ul style="list-style-type: none"> ・少子高齢化の流れに歯止めをかけ、誰もが活躍できる一億総活躍社会を創っていくため、取り組みの方向として「地域共生社会」の実現を提示。 (平成 28 年 (2016 年) 6 月閣議決定)
7 月	「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部設置	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のすべての住民が支えあいながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を福祉改革の基本コンセプトとして提示。
平成 29 年 (2017 年) 5 月	社会福祉法の改正	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の地域福祉計画策定の努力義務化、地域包括ケア体制の整備 (平成 29 年 (2017 年) 6 月公布、平成 30 年 (2018 年) 4 月施行)
	介護保険法の改正	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の自立支援と重度化防止、地域共生社会の実現、制度の持続可能性確保に向けた改正。

9月	地域力強化検討会 最終とりまとめ～地 域共生社会の実現 に向けた新しいステ ージへ	・福祉の領域を超えて地域全体で地域力強化を図る必要性を示し、地 域力強化に向けて5つの視点を提示。
12月	社会福祉法に基づく 市町村における包括 的な支援体制の整 備に関する指針	・包括的な支援体制の整備の推進に向けて、適切かつ有効な実施を図 るための事業内容、留意点等を提示。
令和元年 (2019年) 12月	地域共生社会に向 けた包括的支援と 多様な参加・協働 の推進に関する検 討会最終とりまとめ	・中長期的な観点を念頭におきつつ、当面の課題として、市町村における 包括的な支援体制の整備推進の方策を提示。 ・整備の在り方として、3つの支援（断らない相談支援、参加支援、地 域づくりに向けた支援）を提示。
令和2年 (2020年) 3月	「成年後見制度利 用促進基本計画に 係る中間検証報告 書」を踏まえた体制 整備の推進について	・成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書を踏まえ、 ①地域連携ネットワーク及び中核機関等の整備、市町村計画の策 定、②市民後見人や法人後見等の担い手の育成・活用の促進、③市 区町村長申立の適切な実施、④成年後見制度利用支援事業の推 進について、市町村等への要請事項を提示。
6月	社会福祉法の改正	・地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括 的支援体制の構築支援（重層的支援体制整備事業をはじめとする 地域の実情に応じた施策） ・社会福祉連携推進法人制度の創設

（２）「地域共生社会」の実現に向けた方策

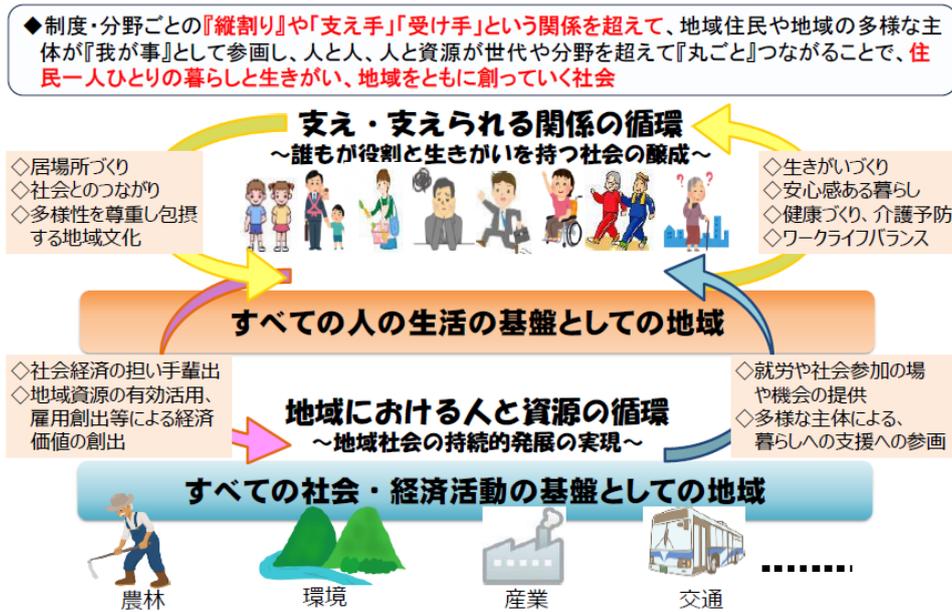
「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会最終とりまとめ（2019年）では、「地域共生社会」の理念を、「制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会とがつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創るという考え方」だとしています。

このような考え方の下では、従来の福祉の政策領域だけでなく、対人支援領域全体をとらえていくことが必要となります。対人支援領域全体をとらえた新たな支援体制の整備に向けて、3つの支援（①断らない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援）を一体的に実施する事業の図式が提示されました。

①断らない相談支援	本人・世帯の属性にかかわらず受けとめる相談支援
②参加支援	本人・世帯の状態に合わせ、地域資源をいかしながら、就労支援、居住支援等を提供することで社会とのつながりを回復する支援
③地域づくりに向けた支援	地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援

以上の考えは、地域共生社会の実現に向けた令和2（2020年）の社会福祉法改正で条項に反映され、市町村には、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備やその他地域福祉推進の努力を求めるにあたり、保健医療、労働、教育、住まい、地域再生に関する施策等との連携に配慮するよう努めることも求めました（第6条第2項）。また、包括的な支援体制の整備にあたって、社会福祉法に基づく事業と、従来の対象者別支援の根拠となっている介護保険法、障害者総合支援法、子ども・子育て支援法、生活困窮者自立支援法の各法に基づく事業を一体のものとして実施する「重層的支援体制整備事業」が規定されました（第106条の4）。

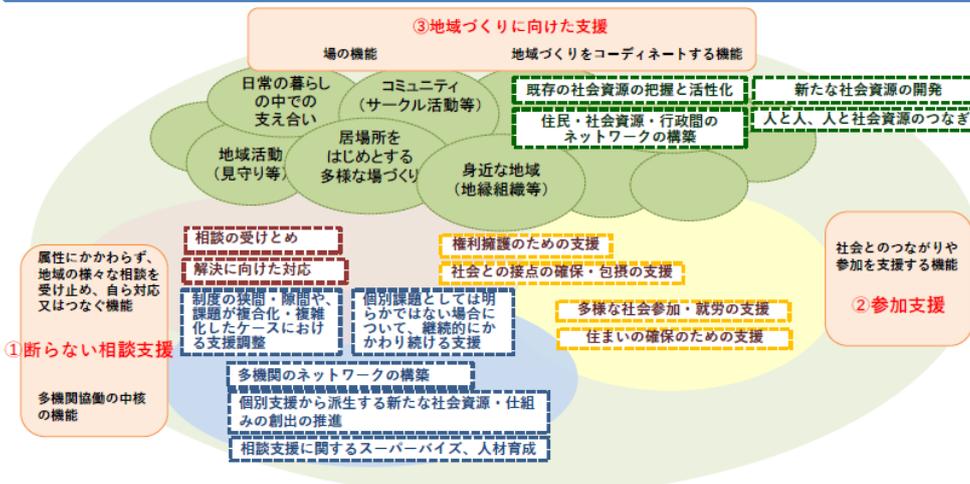
【「地域共生社会」とは】



出典：厚生労働省

【新たな包括的な支援の機能等】

- ◆市町村がそれぞれの実情に応じて包括的な支援体制を整備するため、以下の支援を一体的に実施する事業を創設
- ①断らない相談支援
 - ②参加支援（社会とのつながりや参加の支援）
 - ③地域づくりに向けた支援
- ◆本事業全体の理念は、アウトリーチを含む早期の支援、本人・世帯を包括的に受け止め支える支援、本人を中心とし、本人の力を引き出す支援、信頼関係を基盤とした継続的な支援、地域とのつながりや関係性づくりを行う支援である。



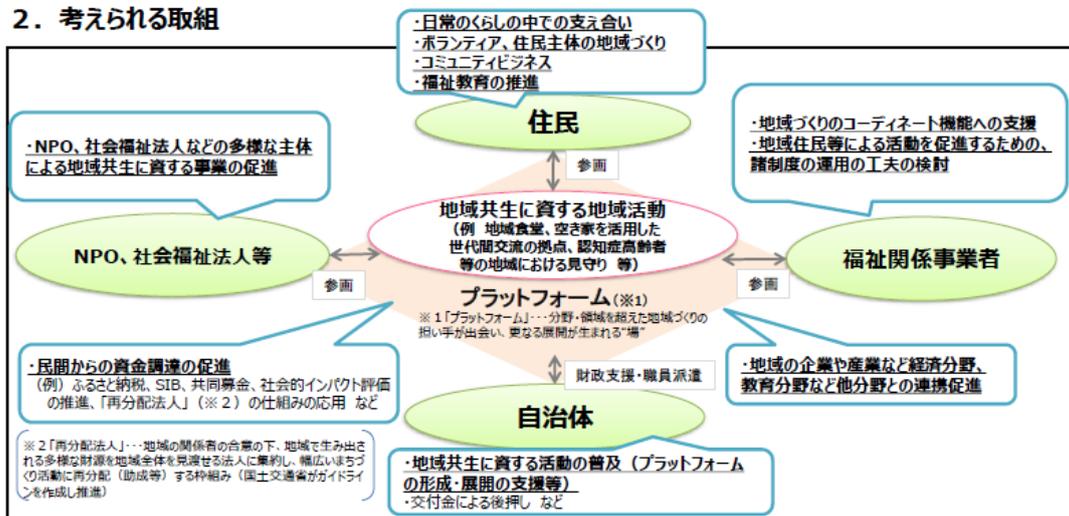
出典：厚生労働省

【多様な担い手の参画による地域共生に資する取り組みの促進】

1. 概要

- 地域における重層的なセーフティネットを確保していく観点から、住民をはじめ多様な主体の参画による地域共生に資する地域活動を普及・促進。
- 地域共生に資する地域活動の多様性を踏まえ、住民などの自主性や創意工夫が最大限活かされるよう、画一的な基準は設けず、各主体に対し積極的な活動への参画を促す方策など環境整備を推進。

2. 考えられる取組



出典：厚生労働省

(3) 地域福祉の担い手と資金

①地域福祉の提供団体の多様化

従来の伝統的な地縁型の地域福祉活動や社会福祉法人による社会福祉事業・地域公益事業に加えて、今日ではNPO法人等の非営利法人や公益法人等も含めた多様な団体も地域福祉の一翼を担っています。

特定非営利活動促進法(NPO法)の度重なる改正や公益法人改革等を背景として、法人の設立がしやすくなっているほか、税制優遇の充実も図られていることから、NPO法人等が年々増加しています。また、地域社会への貢献も含むCSR⁹活動も広く定着しており、企業・事業所も地域福祉の担い手、あるいは支援者として期待されます。

地域共生社会の実現を図るうえで、地域における多様な活動主体に目を向けることが一層重要となっています。

②社会福祉法人の「地域における公益的な取組」による地域福祉の充実

福祉サービスの供給体制の整備及び充実を図るため、平成28(2016)年に社会福祉法が改正されました。第24条第2項には「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金を、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない」と明記され、社会福祉法人に「地域における公益的な取組」の実施に関する責務が規定されました。

⁹ CSR：Corporate Social Responsibilityの略記で「企業の社会的責任」と訳される。企業活動による社会的影響にも責任をもち、消費者、投資家、及び社会全体からの要求に対して適切な意思決定をする責任をいう。

これは、社会福祉法人本来の、非営利で公益的な役割をより明確にするために設けられた規定です。少子高齢化や人口減少等が進行していく中、社会福祉法人の創意工夫による多様な地域公益的な取り組みを通じて、地域の福祉ニーズに対応したサービスの充実が図られていくことが期待されています。

③地域福祉活動の資金の多様化

地域福祉活動や社会貢献活動等のプロジェクト資金の調達では、クラウドファンディングが急速に広がっており、ソーシャルインパクトボンド¹⁰の事例も増えつつあります。また、企業のCSR活動への働きかけを通じた支援の確保等の動きも広がっています。さらには、非営利活動が広がる中で、そのプロジェクト資金の調達方法等も多様化しており、他方ではそれに呼応して、寄付や社会的投資、支援のスタイルも変化しています。地域における主体的な活動の促進に向けて、資金調達のノウハウや基盤整備の動向に注目していくことの重要性が増しています。

（４）2040年問題に向けた論点と方向性

2025年を念頭において進められてきた社会保障・税の一体改革が完了し、2040年を見据えた社会保障制度改革の議論がはじまっています。第28回社会保障審議会（2019年2月）では、2040年を展望した社会保障改革について、多様な就労・社会参加、健康寿命の延伸、医療・福祉サービス改革を柱とすること、それにより社会保障制度の持続可能性を確保していくことが検討されました。

他方、地方制度調査会でも、2040年を見据えた議論が行われています。第32次地方制度調査会の答申（2020年6月）では、多様な主体が地域社会を支える担い手として役割を果たしていくための環境整備の重要性や、市町村による公共私が多様な主体の連携・協働のプラットフォームの構築の重要性等が提示されています。また、共助の担い手の活動基盤の強化として、活動に関わるための仕組みづくりや、人材、資金、ノウハウ等の確保に向けた支援を積極的におこなっていくことを求めています。

これらの議論や提言の内容は、地域共生社会の要件とも重なっており、幅広く地域の各主体を巻き込みながら、中長期を見据えて地域共生社会の主流化・深化を図っていくことが重要視されます。

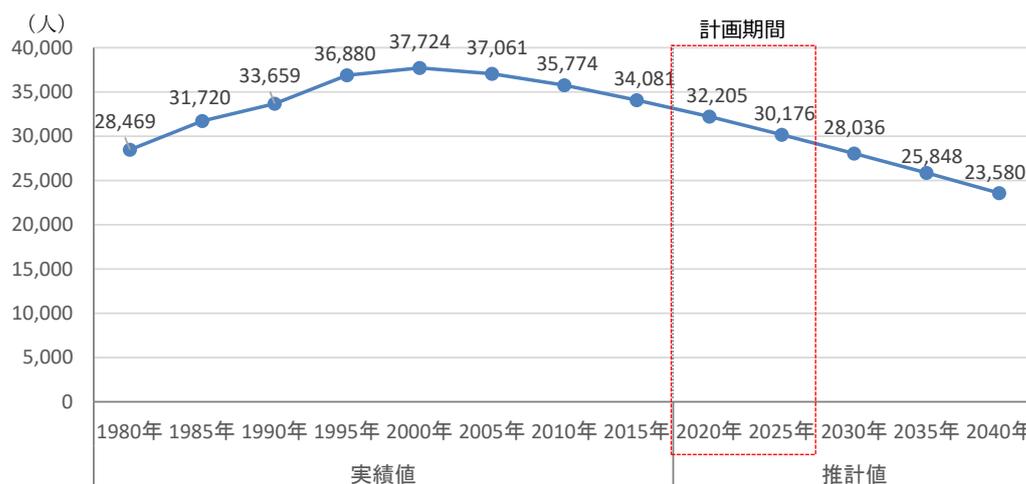
¹⁰ ソーシャルインパクトボンド：行政、社会的事業者（企業・NPO）、資金提供者等が連携して社会問題の解決を目指す成果志向の取組。成果の達成により行政から資金提供者に報酬が支払われる。

2. 町の状況

(1) 人口

町の人口は、昭和40年代後半から宅地開発の進展等により増加しましたが、平成12（2000）年の37,724人（国勢調査）をピークとして減少に転じました。今後も減少が続き、2025年には30,176人、2040年には23,580人になると推計されています。

【長期的な総人口の推移】



資料：1980～2015年：国勢調査、2020～2040年：社会保障・人口問題研究所

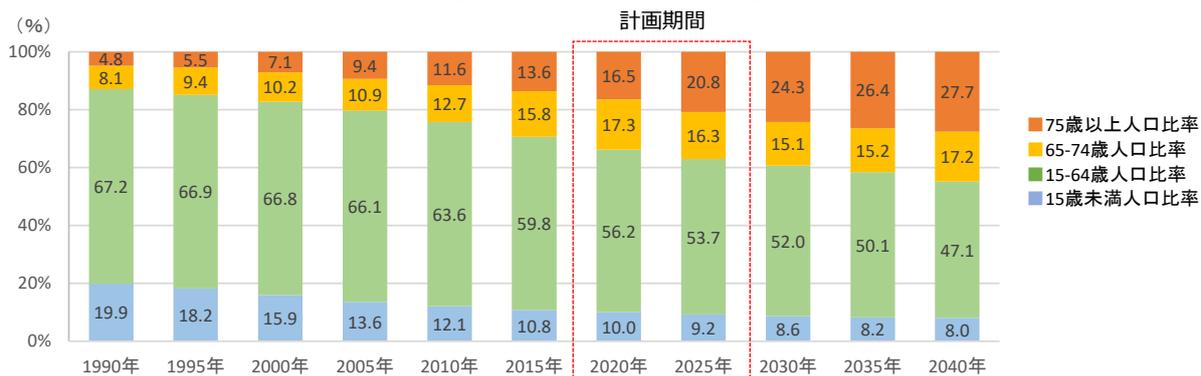
年層別に人口の推移をみると、15歳未満の年少人口、15歳～64歳の生産年齢人口とも既に減少傾向が顕著です。他方、65歳以上の高齢人口は増加していますが、本計画期間が終了する頃にピークとなり、その後は減少すると見込まれます。なお、65歳以上の減少に比べて、15歳未満、15歳～64歳の減少が著しいことから、その後も高齢化率は上昇し続け、2040年には44.9%になると推計されています。本町では、2020年時点で既に町民の3人に1人が高齢者ですが、2040年頃には町民の半数近くが高齢者となります。

【年層別人口の推移】



資料：1990年～2015年：国勢調査、2020年～2040年：国立社会保障・人口問題研究所

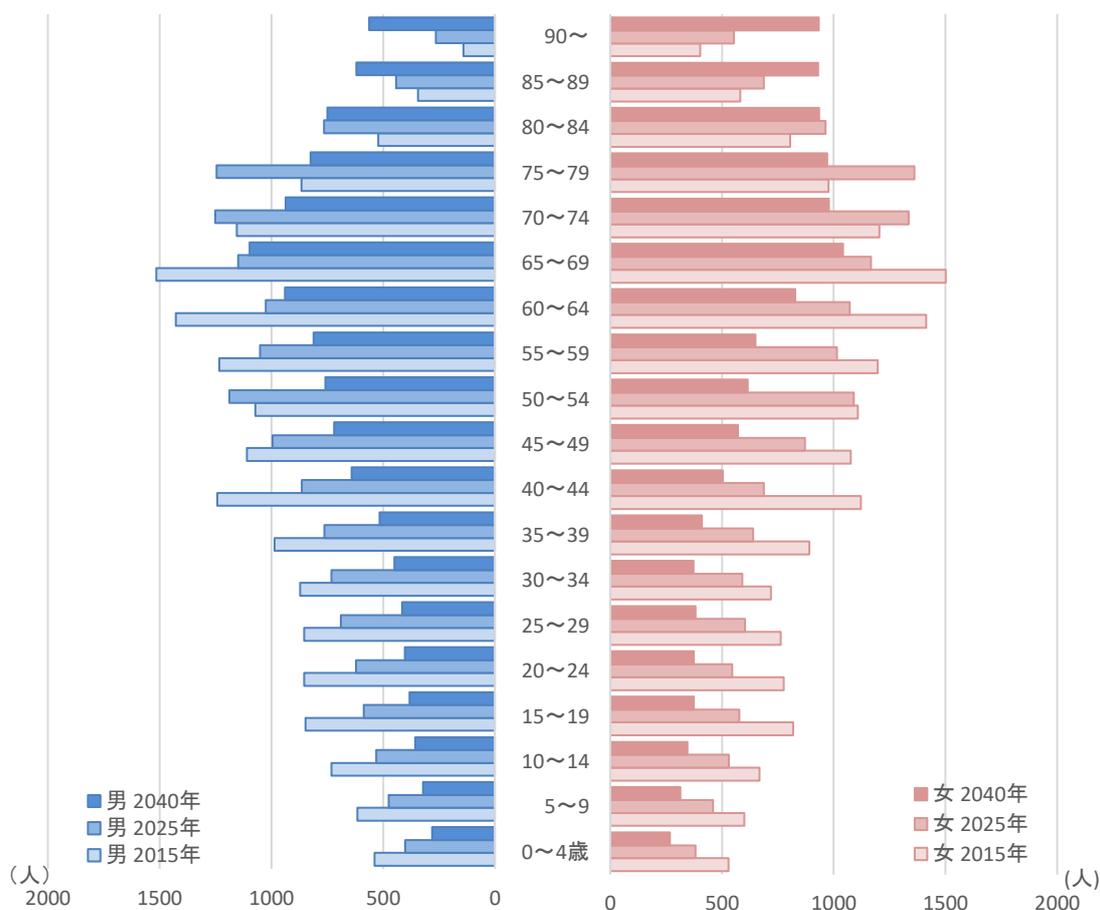
【年層別人口構成の推移】



資料：1990年～2015年：国勢調査、2020年～2040年：国立社会保障・人口問題研究所2018年推計

本町の人口ピラミッドを見ると、2015年には男女とも60歳代の人口が最も多くなっています。2025年には男女とも70歳代が最も多くなると見込まれます。2040年には男女とも65歳～69歳が最も多くなると見込まれますが、女性では70歳以上の各年齢層（5歳階級）が30歳代までの各年齢層（5歳階級）の2倍程度にまで及ぶと見込まれます。2015年に「つぼ型」であった本町の人口ピラミッドが2040年には、特に女性で「逆三角形」に近い型に変容することになります。

【人口ピラミッド】

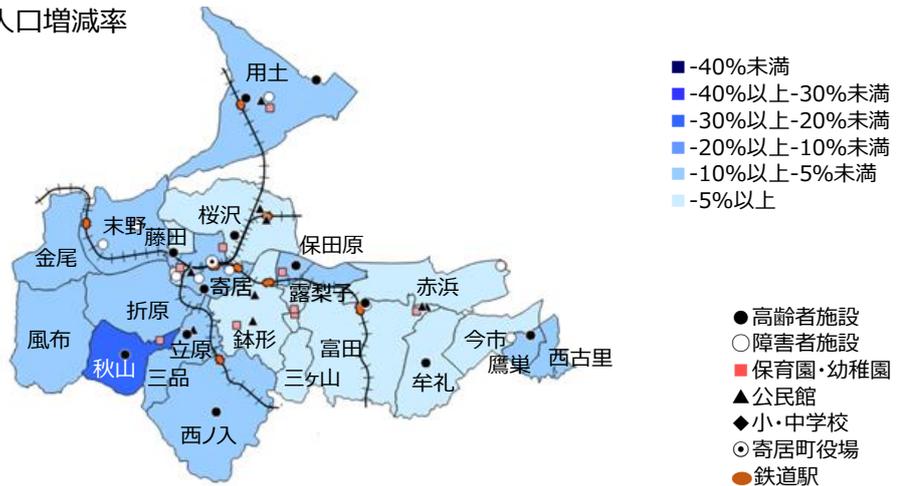


資料：2015年：国勢調査、2025年・2040年：国立社会保障・人口問題研究所2018年推計

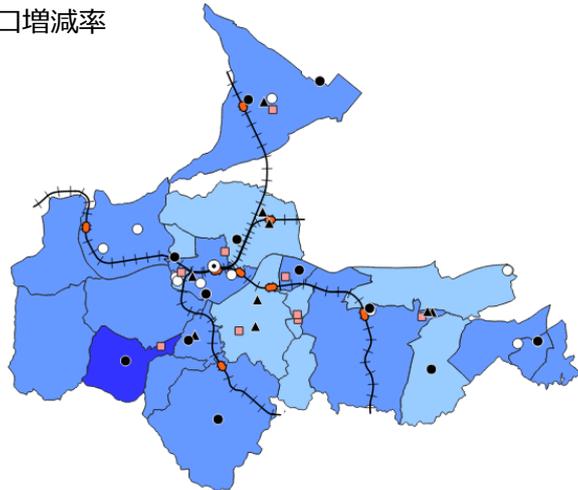
地域別に人口増減をみると、2015年から2020年にかけて全地域で人口が減少しました。特に秋山をはじめとして、本町西部の山間の地区では20%以上減少しており、人口減少が顕著です。このほか、市街地が広がる寄居でも人口が20%以上減少しています。今後も各地区で人口減少が進み、2040年には2015年比で人口が半分近くになる地区も生じると見込まれます。高齢化も顕著です。人口減少が顕著な地区で高齢化が先行していますが、2040年には町内ほぼ全域で高齢化率が40%以上になると見込まれます。

【地域別人口増減率（2015年比）の推移】

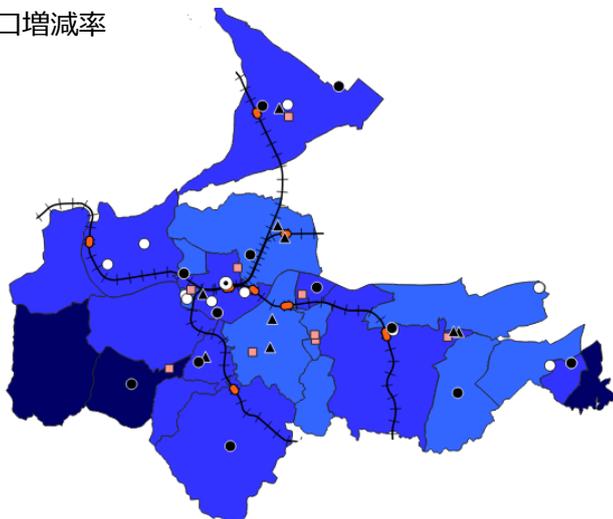
2015年から2020年の人口増減率



2015年から2025年の人口増減率



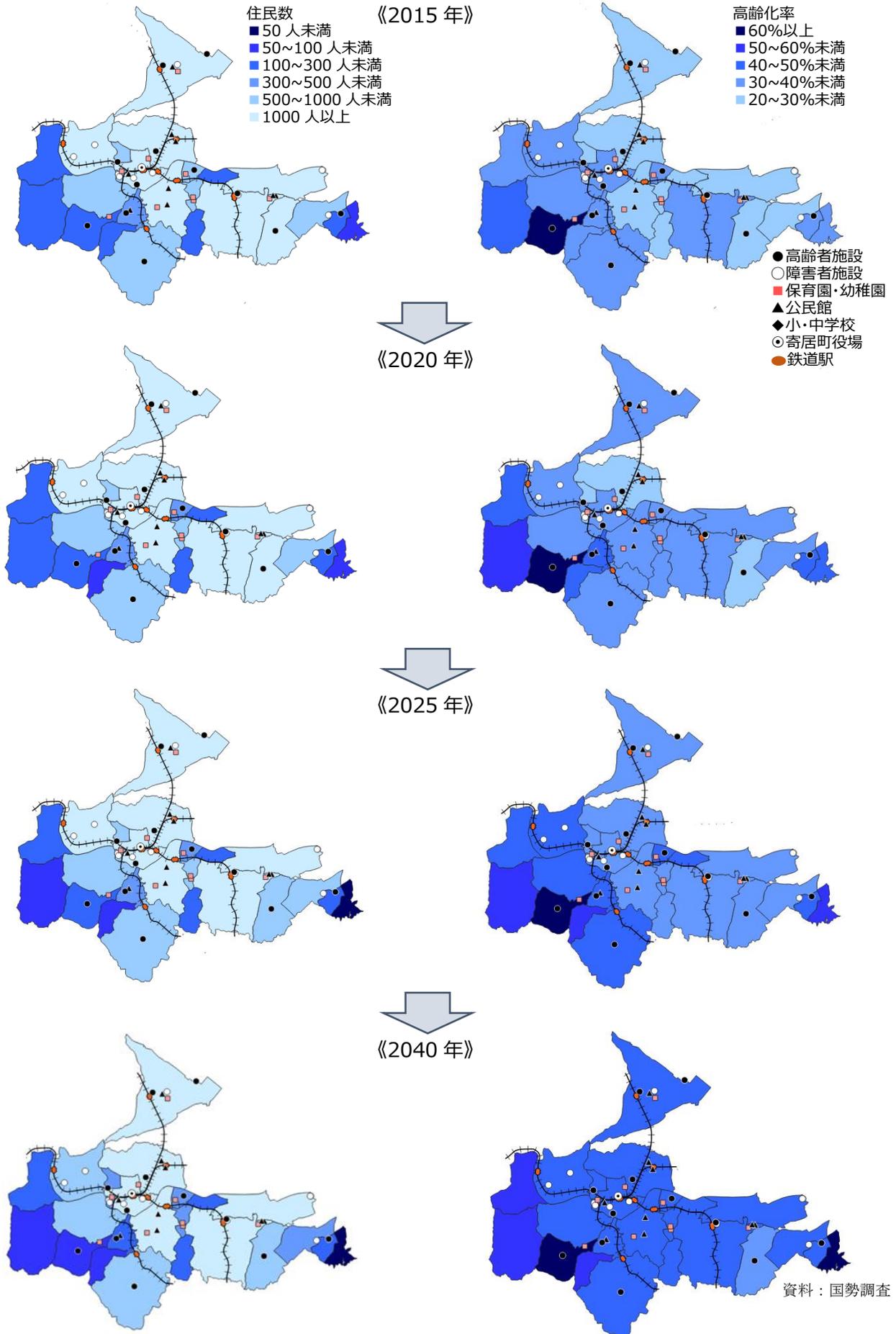
2015年から2040年の人口増減率



資料：国勢調査

【今後の地区別人口の推移】

【今後の地区別高齢化率の推移】



(2) 世帯

世帯数の推移をみると、2000年から2015年にかけて増加が続いていました。本町の人口（国勢調査）は2000年がピークだったため、人口減少下でも世帯数は増えていました。このため一世帯あたりの世帯人員数は、2000年に3.18人だったのが2015年には2.64人に減少しました。今後世帯数は減少に転じると見込まれます。他方、世帯人員数は今後とも減少が続くと見込まれます。

世帯人員数の減少の大きな原因の一つが単独世帯の増加です。2015年には4世帯に1世帯が単独世帯でした。2040年には3世帯に1世帯が単独世帯になると見込まれます。

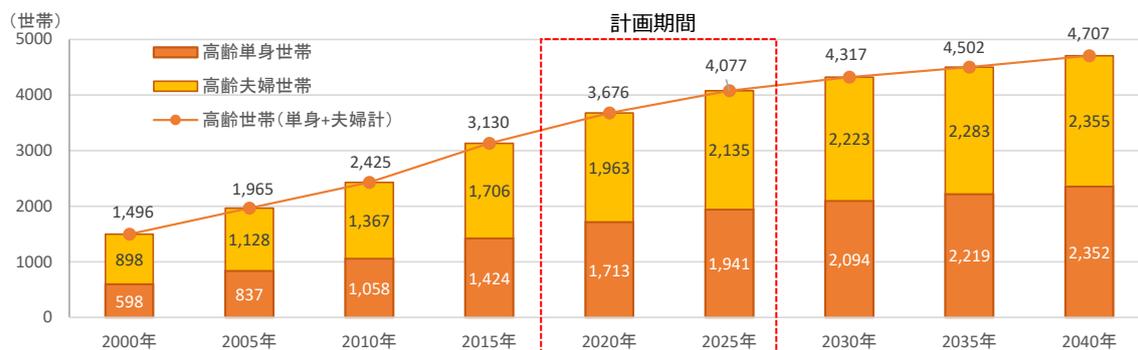
【世帯数及び一世帯当たり人員の推移と推計】



資料：国勢調査、2020年以降は推計値

本町の世帯数は今後減少に転じると見込まれますが、高齢世帯（単身世帯・夫婦のみの世帯）は今後とも増加すると見込まれます。特に、単身世帯の増加が顕著であり、2040年頃までに高齢者世帯の半数を単身世帯が占めるようになる可能性があります。

【高齢世帯の推移】

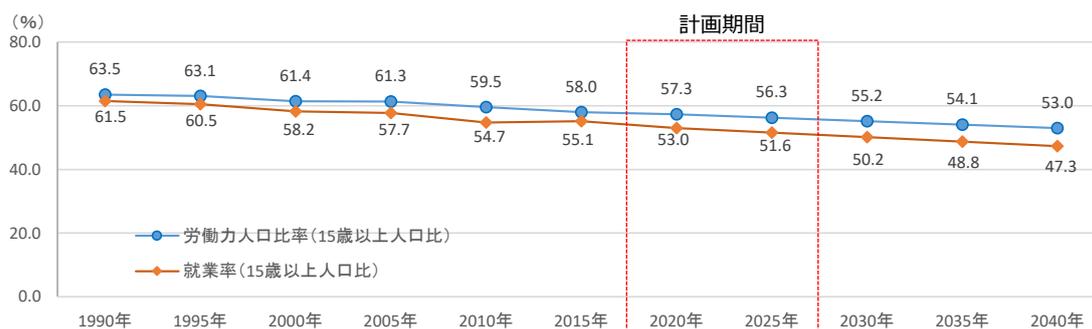


資料：国勢調査、2020年以降は推計値

(3) 就業者

15歳以上の人口に占める就業者数の割合は、1990年から2015年にかけて6.4%低下しました。この状況が続くと、2030年代には就業者数は15歳以上の人口の半数を割ると見込まれます。他方で近年、社会保障改革や働き方改革等を背景に、高齢者や女性の就業が増加傾向にあります。今後はAI（人工知能）等を中心とする技術革新の影響も顕著に現れると見込まれます。今後の地域活動に関しては、働く人の地域活動、企業の地域活動、社会的ビジネス等も視野に含めていく必要性が見込まれます。

【労働力人口率・就業率の推移】



資料：内閣府「市区町村データベース」、2020年以降は推計値

(4) 財政

本町の歳出は増加基調で推移してきました。町の人口（国勢調査）は2000年にピークを迎えましたが、その後も歳出は増加しており、町民一人当たりには換算した歳出額は増加傾向にあります。今後は人口減少が顕著になることから、町民一人当たりの歳出額の増加傾向が続いたとしても、歳出総額は、頭打ちか減少に転じる可能性があります。他方、民生費、及び扶助費は、歳出を上回る割合で増加してきました。人口減少の影響を受けて今後の伸びは多少緩やかになると見込まれますが、歳出全体に占める割合は増加すると見込まれます。従来的人口及び歳出の傾向がそのまま続くと仮定した場合、扶助費が歳出全体に占める割合は、2010年時点に17%だったのが、2025年には24%、2040年には29%と計算されます。

※ここでの推計は統計的手法（回帰分析）によるもので、制度改革や社会経済動向等の影響、また、人口・歳出の詳細な構造については考慮していません。

【歳出、民生費、扶助費】



資料：寄居町財務課、2020年以降は推計値

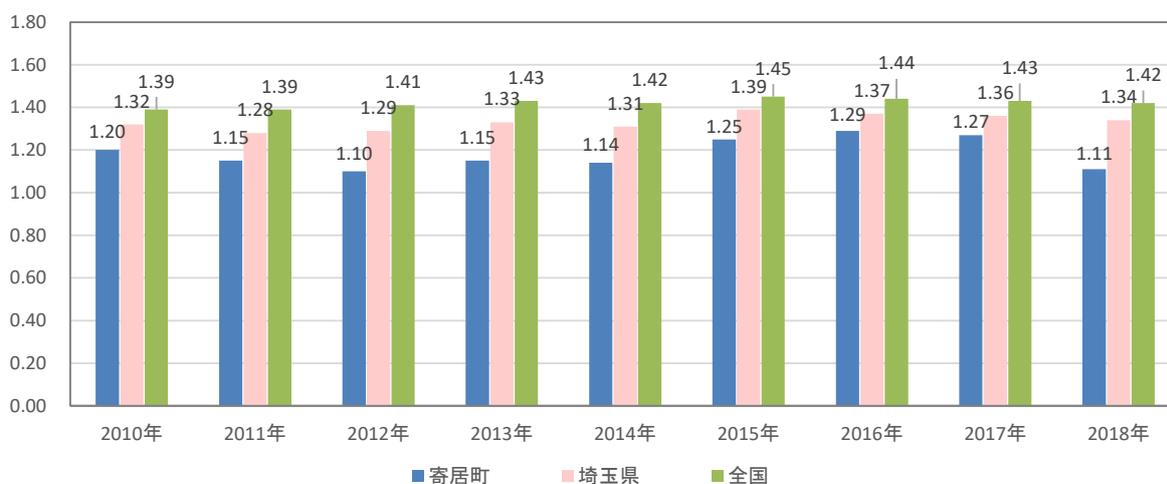
3. 多様な町民の状況

(1) 子ども・子育て世代

①子育て世代

本町の合計特殊出生率は、2010年の1.21から2012年の1.11まで低下しましたが、2016年には1.29に回復しました。しかし、その後また低下し、2018年には1.11になりました。この間、全国、埼玉県の出産率が概ね安定的な水準を保っているのに対し、本町の合計特殊出生率は短期的な人口動態、社会経済動向の影響を受けやすい様子がみられます。

【合計特殊出生率の推移】



資料：埼玉県合計特殊出生率

母親と子どもの健康の記録として母子健康手帳を交付しています。交付数は合計特殊出生率と同じような動きで推移しており、近年では2016年度をピークに減少傾向が続いています。なお、母親の年齢となる人口が減少していることから、合計特殊出生率を一定に保っても出生数の減少が見込まれます。

【母子健康手帳の交付】

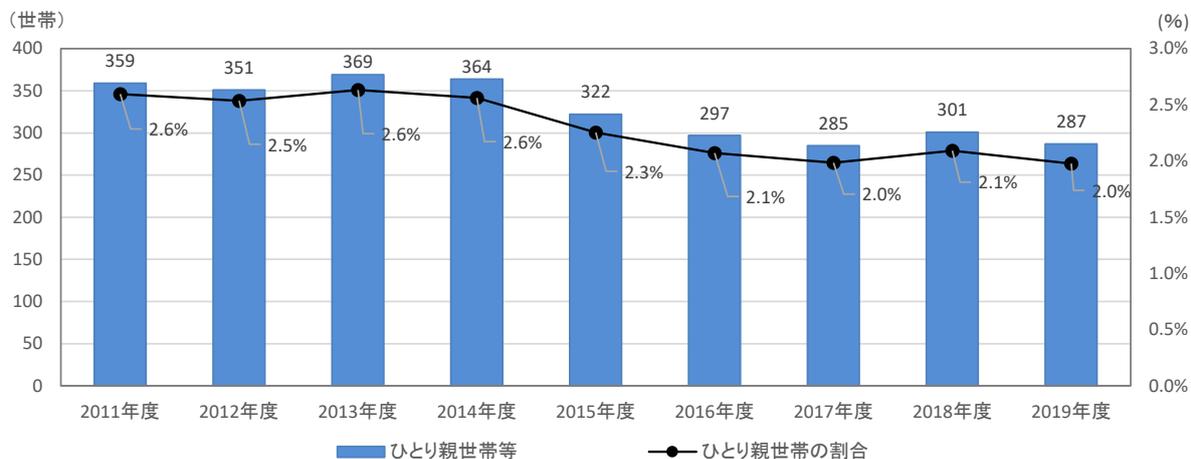


資料：各年度のデータ（健康福祉課）

②ひとり親家庭

ひとり親家庭等は離婚率の上昇とともに軽視できない課題となっており、生活の安定と自立を目的として支援が行われています。少子化の進行に伴い、子どものいる世帯数は減少しているものの、ひとり親世帯数は、ここ数年横ばいで推移しています。

【ひとり親家庭等の推移】



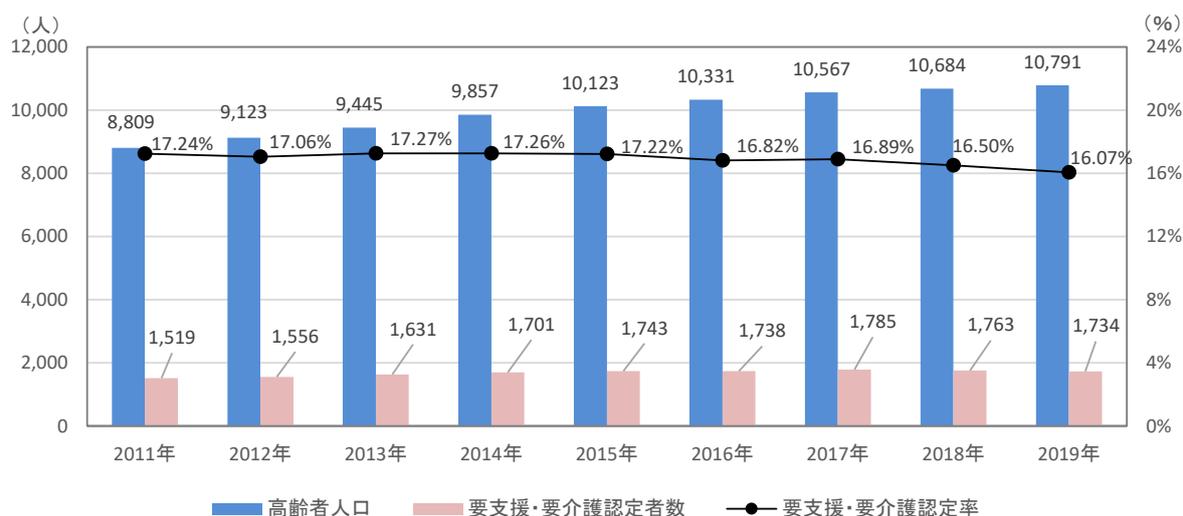
※世帯数は住民基本台帳（各年4月1日）

(2) 支援や介護が必要な高齢者

① 要支援・要介護認定者

高齢者人口の増加に伴って要支援・要介護認定者数も増加してきましたが、2017年度をピークにここ数年は減少しています。これに伴って認定率も17%台から16%台に低下しました。元気な高齢者も増えていると見込まれます。

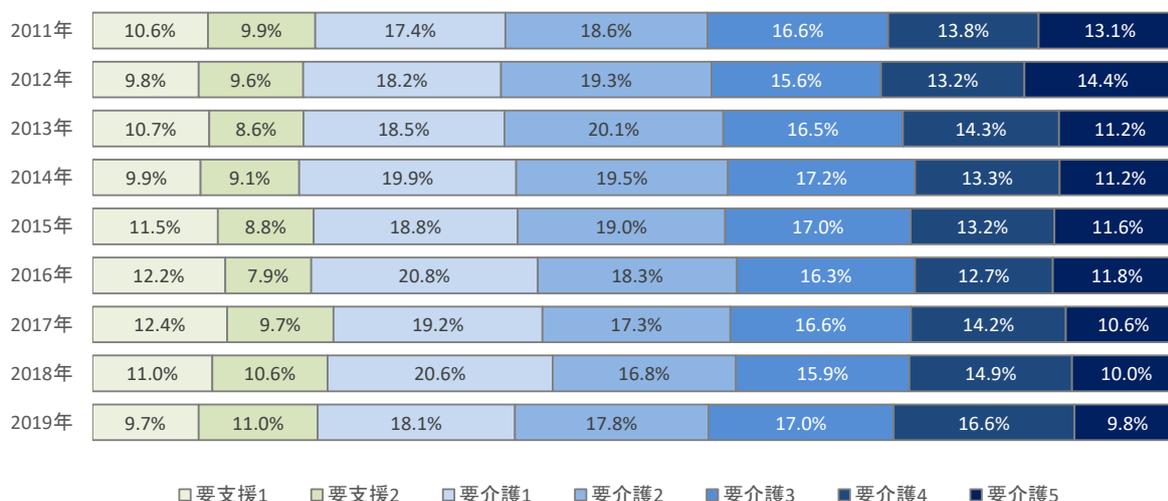
【高齢者に占める要支援・要介護認定者の推移】



※各年10月1日

要支援・要介護認定者の要介護度別の構成比をみると、要介護5の認定者の構成比が減少傾向にあります。ただし、近年では要介護4が増加傾向にあり、要介護4・5の合計の構成比は概ね同水準で推移しています。他方、2018年までは要支援1・2及び要介護1の合計の構成比が増加しており、相対的に軽度の人割合が増加傾向にありました。

【要支援・要介護度別認定者の構成比の推移】

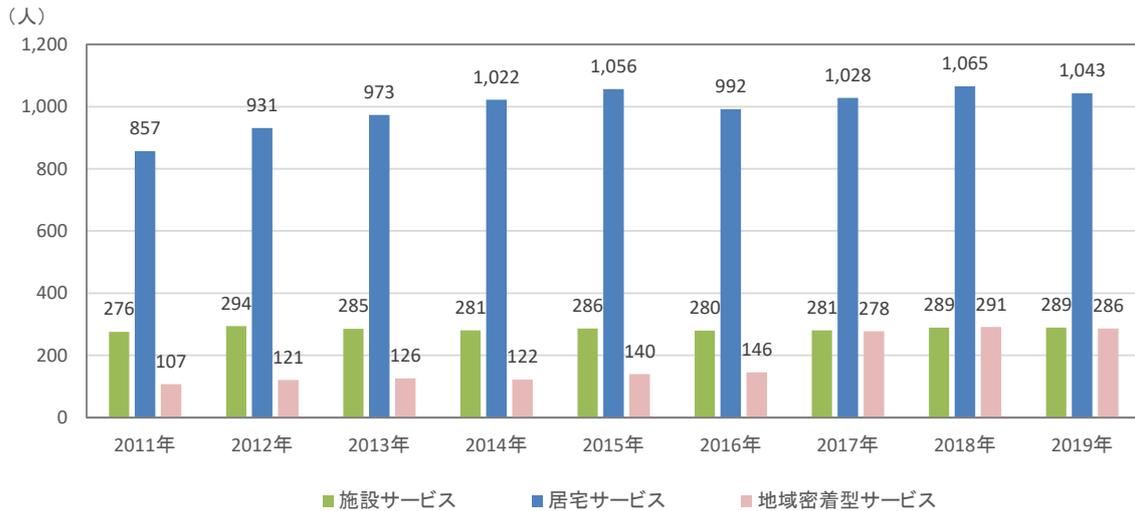


※各年10月1日

②介護保険サービス利用者

施設サービス利用者は2012年以降、280人台から290人台の範囲で推移しており、大きな増減はありません。居宅サービス利用者は2015年まで増加傾向にありましたが、それ以降は増加せず、概ね一定の水準で推移しています。地域密着型サービスは、2017年度からの一部の介護保険サービスの総合事業への移行に伴い、2017年に大幅に増加しましたが、その後は大きな変化がないまま推移しています。

【介護保険サービス利用者の推移】

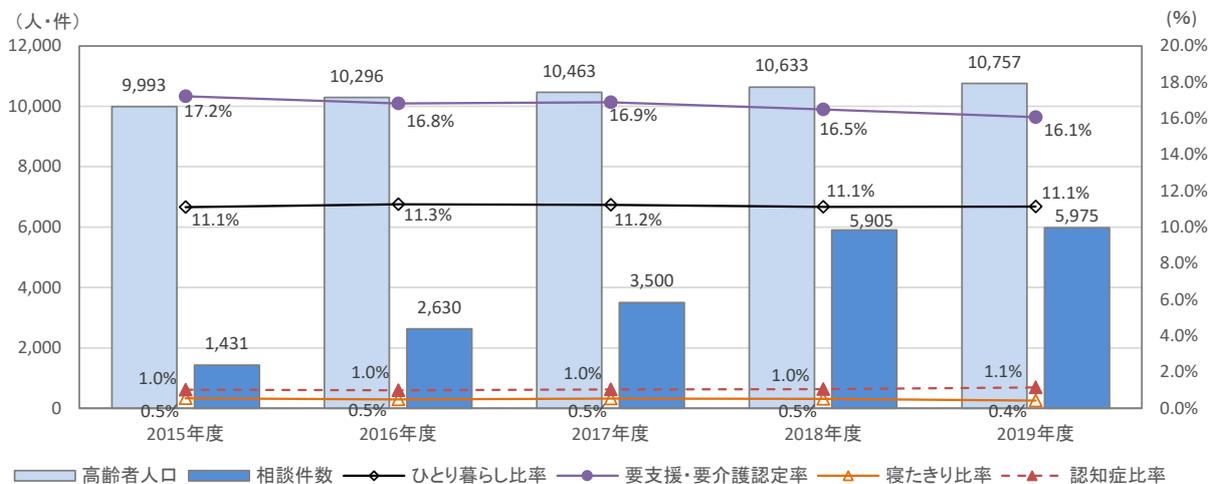


※各年10月1日

③地域包括ケア支援センターの総合相談

地域包括ケア支援センターでは、介護予防ケアマネジメント、総合相談、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援等の業務を行い、高齢者の日常生活や介護を総合的に支援しています。ここ数年、総合相談件数は急速に増加しています。高齢者人口が増えていることに加え、地域包括ケアシステムの整備に伴い、相談窓口へのパイプが広がったことや、センターの認知が進んだことが要因として考えられます。必要な支援につなぐ入り口として今後とも周知が重要です。

【相談件数の推移】



※相談件数：各年度のデータ、高齢者人口：各年10月1日のデータ、認定率：各年10月末のデータ、他：各年6月1日のデータ

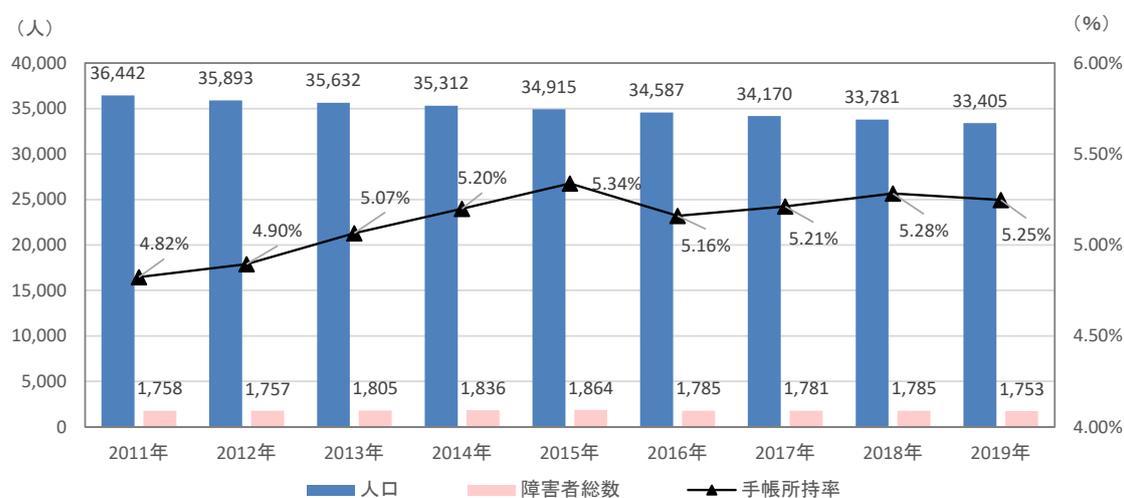
(3) 障害者

① 障害者手帳の所持者の推移

障害者手帳所持者は増加傾向にありましたが、2015年をピークに近年は減少傾向にあります。本町では総人口も減少していることから、総人口に占める割合は、ここ数年5%台前半で横ばい傾向にあります。

身体障害者手帳所持者は、近年、減少傾向が顕著ですが、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあります。2019年現在の構成比は、身体障害者手帳所持者が64.3%、療育手帳所持者が19.6%、精神障害者保健福祉手帳所持者が16.0%となっています。

【障害者手帳の所持者の推移】



※各年10月1日

【障害者手帳別構成の推移】



※各年10月1日

(4) 権利擁護が必要な町民

虐待、経済的被害、差別等による権利侵害からの保護や、判断能力が不十分な人の意向の反映等は、権利擁護の中心となる業務です。

成年後見制度に関する権利擁護相談のうち、生活相談は日常生活全般に関する相談に対応しており、法律相談は相続、遺言、契約、財産管理等に関する法律相談に対応しています。生活相談は近年急増しています。法律相談は、生活相談を経て対応することになりますが、2018年度まで0件で推移し、2019年に1件となりました。成年後見制度の利用件数、町長による申立件数についてみると、2015年度から2019年にかけて毎年数件生じており、利用件数は2016年度以降、微増傾向にあります。

虐待に関する相談では、児童虐待の相談が多くなっており、毎年20件台から30件台で推移しています。高齢者虐待の相談は、2015年、2016年は0件でしたが、2017年以降は毎年、数件程度で推移しています。

【成年後見制度の相談・利用件数等】

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
権利擁護相談件数(生活相談)	0	0	8	49	63
権利擁護相談件数(法律相談)	0	0	0	0	1
利用件数	2	1	2	3	5
町長による申立件数	2	4	2	2	3

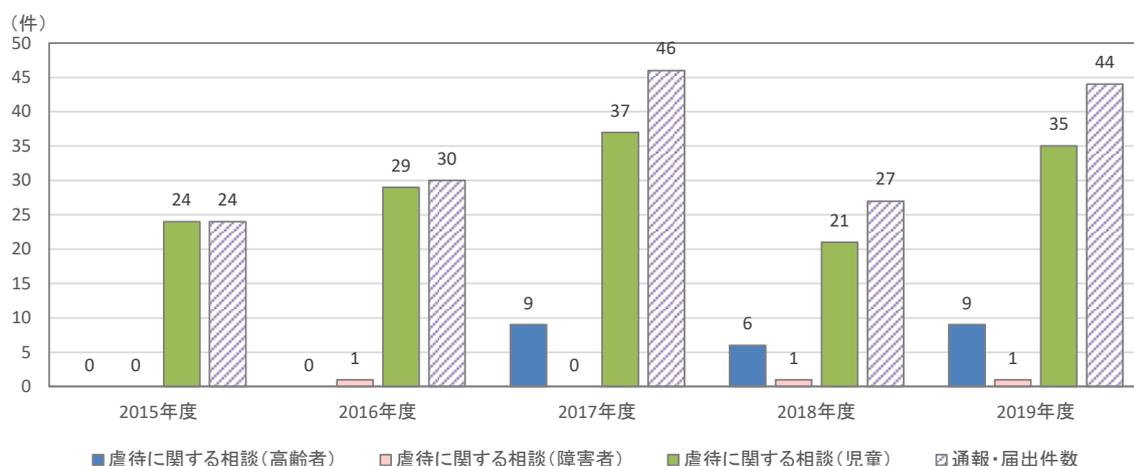
※各年度のデータ

【成年後見人】

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
法人後見人	0	0	0	1	0
市民後見人	0	0	0	0	0

※各年度のデータ

【虐待に関する相談】

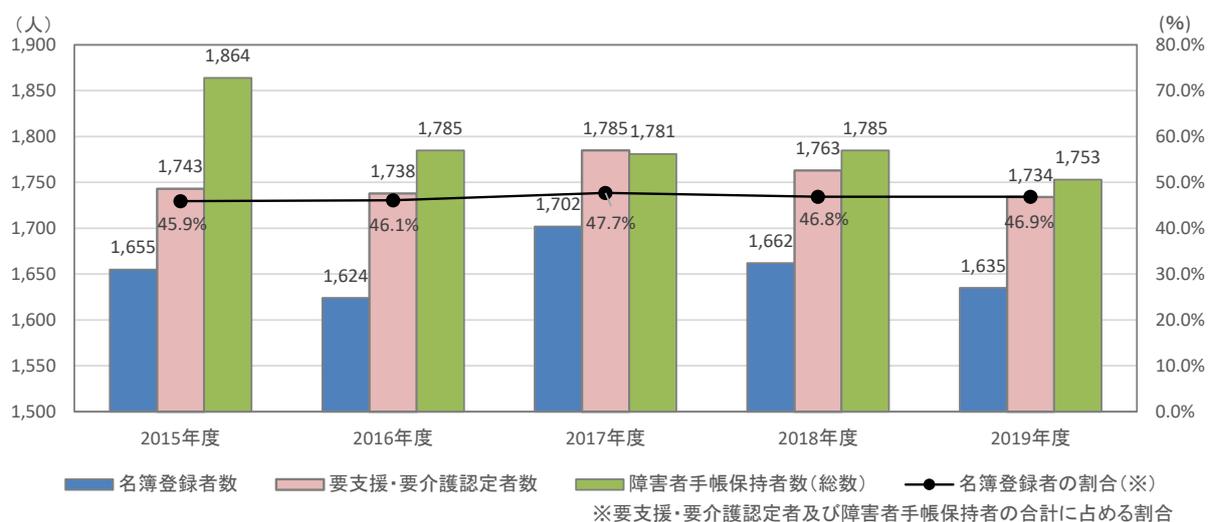


※各年度のデータ

(5) 災害時等の避難行動に支援が必要な町民

災害対策基本法により、避難行動要支援者（自ら避難することが困難な人）の名簿の作成が市町村に義務づけられています。名簿登録者数は毎年増減していますが、要支援・要介護認定者数及び障害者手帳所持者数の合計数（延べ）に対する割合でみると、横ばい（45%台～47%台）で推移しています。

【避難行動要支援者名簿登録者数】

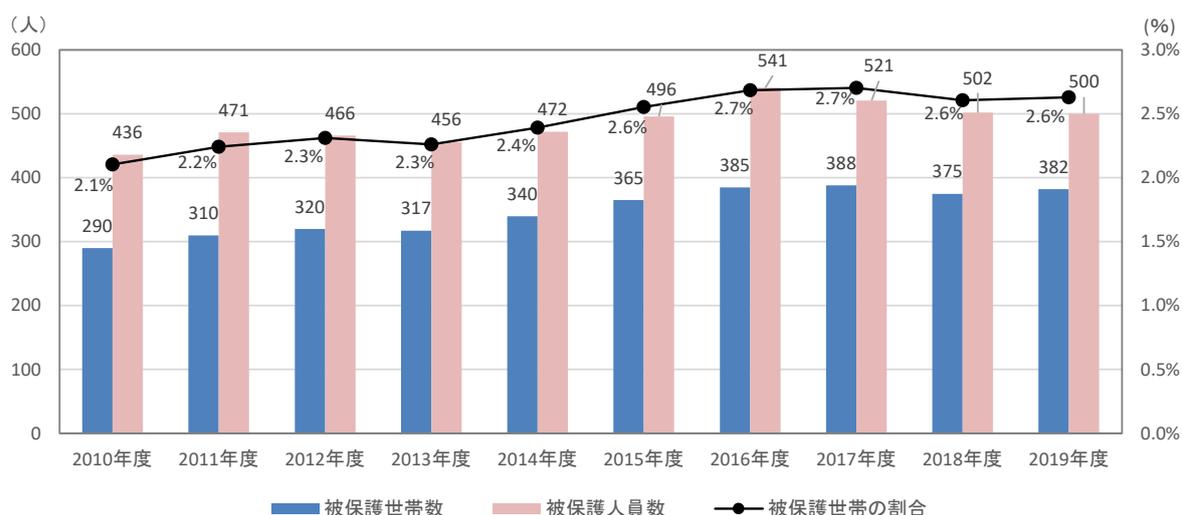


(6) 生活困窮等

①生活保護受給世帯

生活保護受給世帯数は、2005年には118世帯でした。その後増加し、2010年には290世帯、2017年には388世帯となっており、その後も同水準で推移しています。世帯数全体に占める割合は2%台後半で推移しています。

【被保護世帯数・被保護人員数の推移】



※各年度のデータ、世帯数は住民基本台帳（各年4月1日）

②生活困窮者

生活困窮者自立支援法により、「仕事が見つからない」「家賃が払えない」「社会に出るのが不安」等、さまざまな困難を抱えて生活に困窮している人の相談・支援を行っています。自立支援相談事業の相談件数は、2016年度から2019年度にかけて40件台で推移しています。

【自立支援相談件数の推移】

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
相談件数	29	40	45	40	40

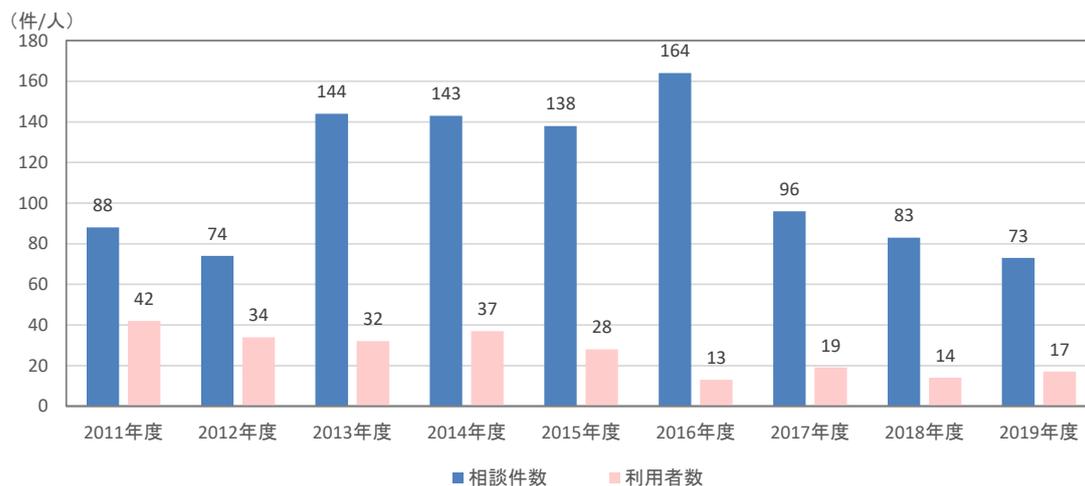
※各年度のデータ

③福祉資金の相談者・利用者

寄居町福祉資金は、低所得世帯に対して、生活資金の貸付を行うことにより生活の安定を図ることを目的とした制度です。

相談件数は、2016年度をピークに近年は減少傾向にあります。また、利用者も2016年度以降は10件台で推移しており、以前に比べて少なくなっています。

【福祉資金の相談件数、利用件数の推移】

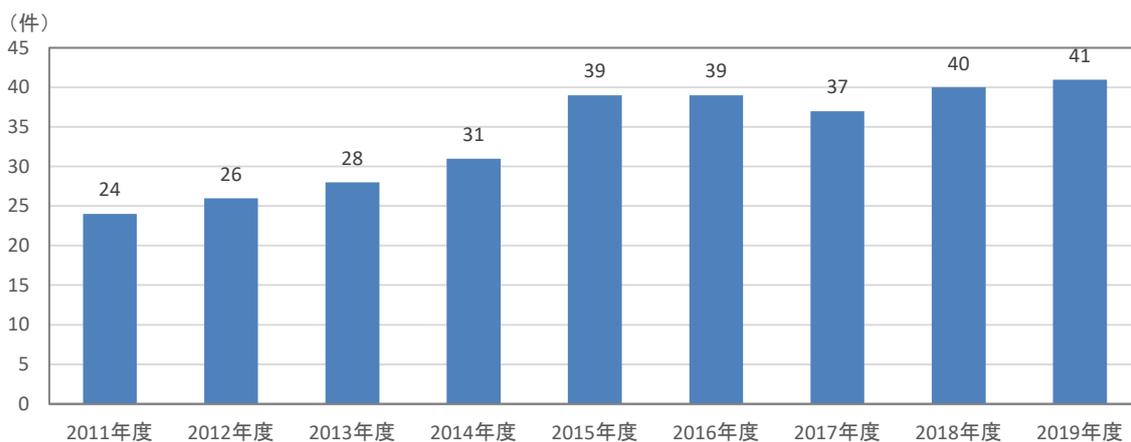


※各年度のデータ

④福祉サービス利用援助事業 利用契約者

認知症高齢者や知的障害・精神障害のある方等、ひとりで生活していくには不安がある方に、福祉サービスの手続きや日常の金銭管理等の援助を行っています。以前は増加傾向にありましたが、2015年度以降は横ばいで推移しています。

【福祉サービス利用援助事業 利用契約件数の推移】



※各年度のデータ

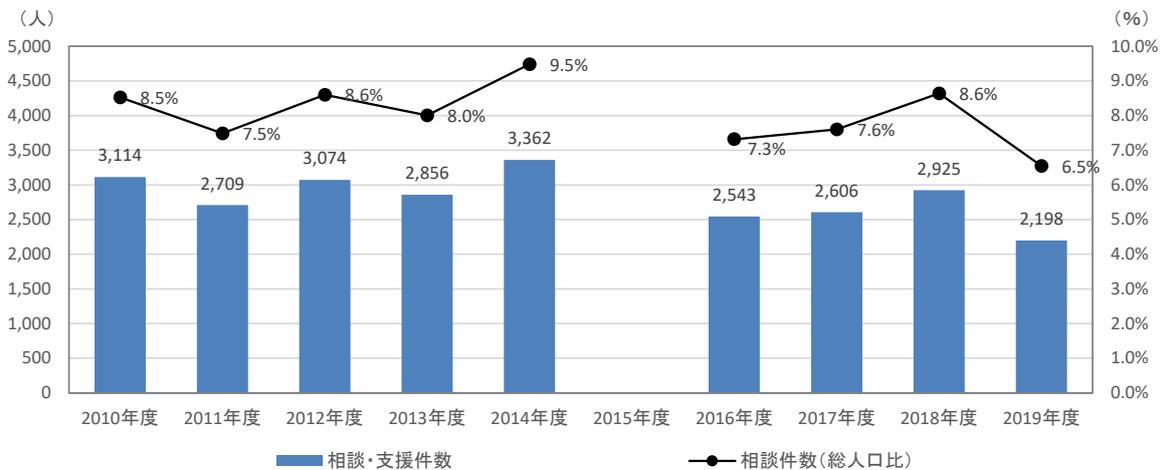
4. 活動の担い手の状況

(1) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、行政と住民のパイプ役として地域の相談・援助活動を行っており、支援を必要とする町民と行政・専門機関をつなぐため最前線で活動しています。

年間の相談件数は、2016年度以降、2000件台で推移しており、以前に比べてやや少なくなっています。相談件数を総人口比で見ると、2019年度には6.5%となっており、2010年度以降、最も低くなっています。

【民生委員・児童委員の相談・支援件数の推移】

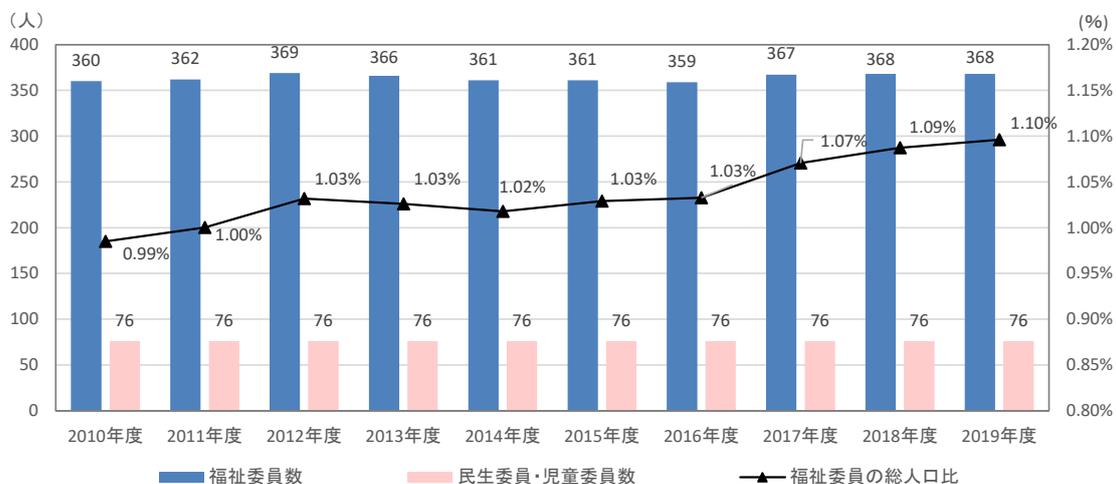


※相談・支援件数は各年度のデータ（2015年のみデータ不在）。総人口は各年4月1日の住民基本台帳。

(2) 福祉委員

福祉委員は支援が必要な方々の見守り活動・配食・日常支援活動・ふれあいいきいきサロン開催等を通じて地域の福祉コミュニティづくりを支えています。2001年から町内全域に配置し、各年360人程度で活動しています。

【福祉委員配置の推移】

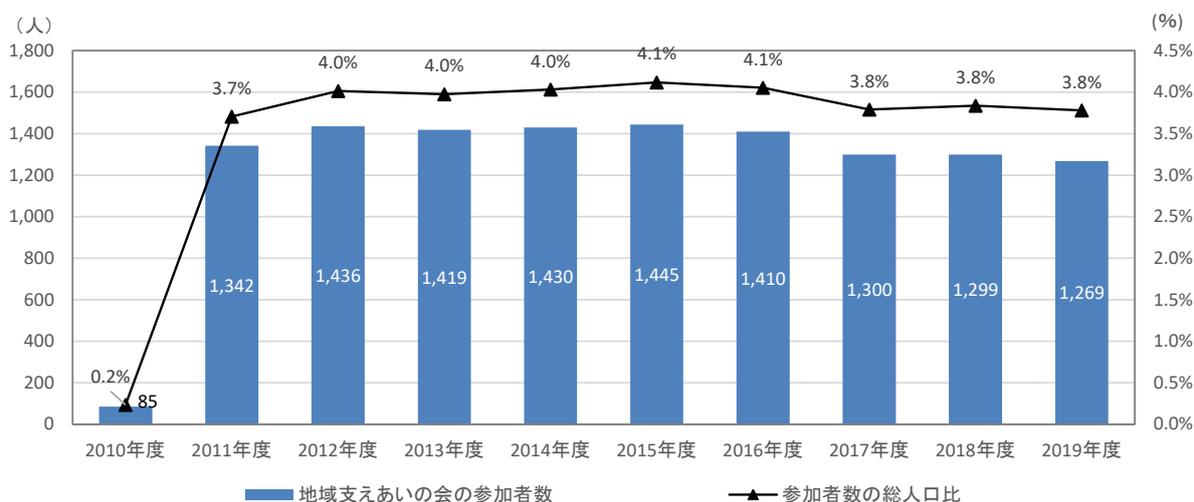


※福祉委員数、民生委員・児童委員数は各年度のデータ。総人口は各年の4月1日の住民基本台帳

(3) 地域支えあいの会

自分たちの地域の福祉を自分たちで考え、地域でする福祉活動を行うため、町内67の行政区のすべてで地域支えあいの会が組織され、福祉活動を推進しています。2019年度の会員数は1,269人です。総人口に占める会員の割合は4%前後で推移しており、0歳から100歳以上までの全町民の25人に1人が会員となっています。

【地域支えあいの会組織化の推移】

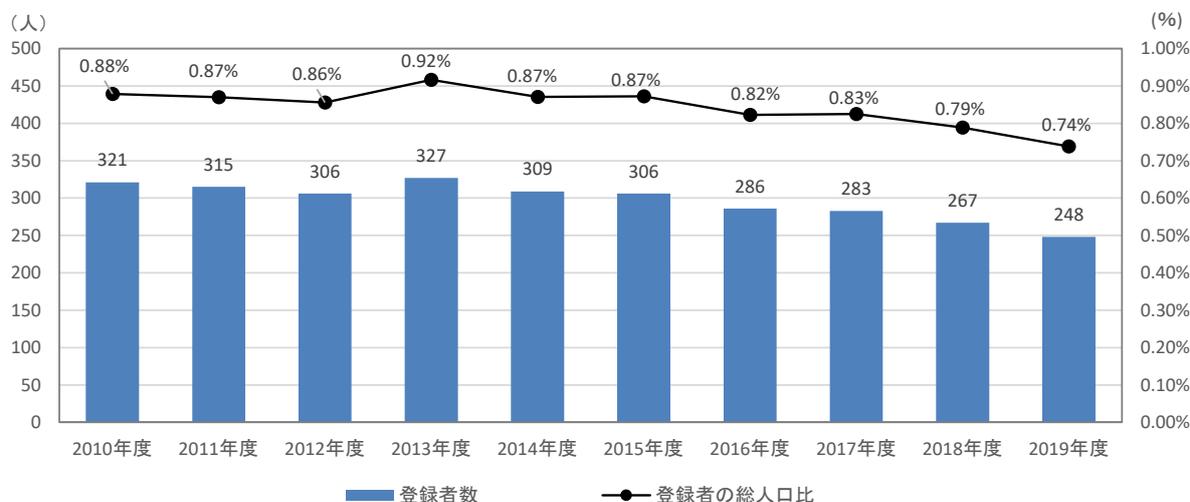


※各年度のデータ。総人口は各年4月1日の住民基本台帳

(4) 登録ボランティア

社会福祉協議会では、地域の支援を必要とする方々のため、様々な分野で活動するボランティアを募集し、登録を行っています。2015年度までは毎年300人以上の方が登録していましたが、近年は減少傾向にあります。総人口に占めるボランティア登録者数の割合も低下傾向にあり、活動の担い手の確保が課題です。なお、2019年度には25団体、248人が登録しています。

【登録ボランティアの推移】

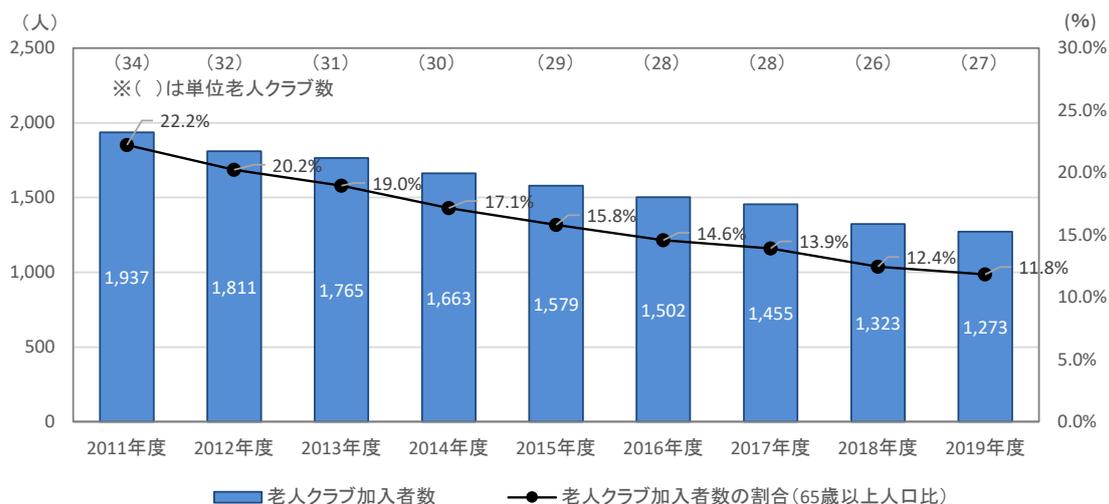


※各年度のデータ。総人口は各年4月1日の住民基本台帳

(5) 老人クラブ

老人クラブは本町内に27団体あります。高齢者人口の増加に反し、老人クラブの加入者は減少傾向にあります。65歳以上の人口に占める加入者数の割合は2011年度に22.2%でしたが、2019年度には11.8%にまで低下しています。これは定年年齢の引き上げや定年後の継続雇用制度の導入等、より高齢になるまで働いていることや高齢期の過ごし方の多様化、価値観の変化等が影響していると思われます。

【老人クラブ加入状況推移】



※各年4月1日のデータ。人口は住民基本台帳

◆◇◆ 寄居町の特徴的な取り組み ◆◇◆

福祉委員

福祉委員は寄居町の独自の制度です。2001年度から町内全域に配置しており、20年に渡って住民自らが身近な地域の互助を支える仕組みとして機能してきました。今日、「地域共生社会」の実現に向けた取り組みが推進されはじめたところですが、それを早くから先取りした仕組みとして、本町では既に各地域で定着しています。

福祉委員の活動は、主に見守りや声かけ等のコミュニティ活動です。福祉委員の中心的な担い手は、子育てを終えた50歳代、定年退職した60歳代以上であり、支援が必要な高齢者等にとっても身近な存在です。毎年約360人が福祉委員として活動しており、中には何年も継続して委員を担っている人も少なからずいます。

福祉委員の活動は、民生委員・児童委員とも連携しており、民生委員・児童委員の負担の抑制にもつながっています。また、福祉委員で活動した経験を活かし、民生委員・児童委員になる人も出てきており、福祉委員制度は福祉活動の入り口としても機能していると見込まれます。こうしたことも一つの要因となり、各地で民生委員・児童委員の欠員が出る中、本町では欠員が生じることなく効果的・効率的な民生委員・児童委員活動が展開されています。

本町における地域共生社会の実現に向けた中心的な担い手として、今後とも活動の推進が期待されます。

活動の写真・エピソード掲載

地域支えあいの会

本町では、住民自らが自分たちの地域の福祉を考え、自分たちでできる福祉活動を行うため、2011年から地域支えあいの会の組織化をはじめました。翌2012年には町内67の行政区すべてに地域支えあいの会が組織されました。会の担い手は、区長、衛生委員、道路委員、民生委員・児童委員、福祉委員、及び区長経験者、民生委員・児童委員経験者等を中心としています。福祉に限らず、多様な住民が関わる組織となっており、地域のネットワークづくりのかなめとして機能しています。2019年度の会員（参加者）数は1,269人となっており、総人口に占める割合は約4%となっています。実に町民の25人に1人が地域支えあいの会に属している計算となります。

各行政区における互助の基盤として地域サロンの企画・運営を中心に活動しています。最近では行方不明者の捜索等を行う機会が増え、新たな活動として定着してきています。

社会福祉協議会では、町内のすべての支えあいの会が集まる連絡会を毎年2回開催しており、課題や先進的な活動等の情報交換・情報共有を図っています。地域共生社会の一翼を担う住民側の中核的な組織として、今後とも活動の充実が期待されます。

活動の写真・エピソード掲載

寄居町共助のまちづくりネットワーク会議

共助のまちづくりネットワーク会議は、地域住民、町内事業所、専門機関等を含めた共助の仕組みづくりを目的に、2016年8月に発足しました。構成団体とともに町内の広域的な見守り活動を展開しています。次の5つのポイントを目指して活動しています。

- ポイント 1** **町ぐるみの見守り活動 [見守り活動ネットワーク]**
 地域住民や協力事業所等が日常生活や業務の中で行う見守りを、町全体のネットワークで結びます。
- ポイント 2** **地域住民の社会参加を促進 [地域を担う人材の発掘・育成]**
 地域住民の社会参加を促進するとともに、子どもから高齢者まで、誰もが地域を担う人材として捉え、誰もが共助のまちづくりに参加できる風土づくりを進めます。
- ポイント 3** **自分たちにできることを推進 [地域の社会資源の開発・改善]**
 自分たちで解決できることは自分たちで対応し、できないことは公的機関につなぎます。そして新たなサービスの立ち上げや推進に協力し、在宅生活支援について一緒に考えます。
- ポイント 4** **みんなで手を携えた活動 [困難な課題への連携対応]**
 地域住民や協力事業所で解決することが困難な課題は、専門機関につなぎ対応します。また、見守り等の協力が必要な場合は、地域住民や協力事業所と専門機関が連携して対応します。
- ポイント 5** **ずっと地域で暮らせる社会づくり [地域包括ケアシステムの構築]**
 医療、看護、介護等の専門的ケアと、地域住民の助け合い活動で、支援を必要とする方の在宅生活を、みんなで包み込むように支えていける社会を目指します。

活動紹介

① 各地区の地域支えあいの会々員
 各町の電報網のそばに集りましょう
 お茶のみや食事会などのいそいそサロン開催や、町中巡回等の巡回、声かけによる見守りを行っています。

② 参加団体や見守りネットワーク協力事業所
 あなたの見える位置（店舗や車内）へ掲示して見ましょう
 参加団体に加入、見守りネットワーク事業所の協力事業所として、コンビニエンスストア各店舗にご協力いただいています。

③ みんなで助けあふ迷い人一斉確認事業
 行方不明者や迷子で迷い人に困る方がいないかを、町内を巡回して確認します。町内を巡回して確認します。町内を巡回して確認します。

④ 支援の事例
 金融機関より、高齢者向けに利用できるサービスについて、地域包括支援センターに相談がありました。
 認知症から、医療や介護、地域の方による見守り活動などを構築し、地域での生活を支援しました。

あなたも参加
 みんなで支える 共に生きるまちづくり

寄居町共助のまちづくりネットワーク会議

それぞれが社会的役割を担い、課題の共有と連携を強化してみんなの未来を考えよう

- 見守り活動ネットワーク
- 地域を担う人材の発掘・育成
- 地域の社会資源の開発・改善
- 困難な課題への連携対応
- 地域包括ケアシステムの構築

助けられたり、助けたり。
 地域住民も事業所も、公的機関も手をつなぎ、みんなで共助のまちづくりを推進しましょう。

問い合わせ
 社会福祉法人 寄居町社会福祉協議会
 〒360-1221 寄居町大字原田原301 保健福祉総合センター内
 TEL 043-581-3523 FAX 043-581-3544
 URL <http://www.yoriihakyo.jp/>

地域アンケート

地域の課題やニーズを把握する一つの方法として、地域単位で住民のニーズを把握するアンケートを2020年に実施しました。2020年に先進地をヒアリングした時に、その地域で実施したアンケートが紹介されたのがきっかけです。寄居町でもできそうだということになり、さっそく第2層の3地域で実施に至りました。寄居町のアンケートでは、地域共生社会における住民相互の支えあいのイメージを可視化するため、「必要な支援」のほかに「自分にできること」も聞いています。調査も集計も住民が自ら行うことで、住民の主体性と見識が高まる効果もありました。

アンケート調査はニーズの把握を目的として始まったものですが、調査の実施を通じて見守りや孤立防止、さらには住民の主体性の向上にも機能する可能性が見えてきました。調査結果や調査の実施効果を検証し、地域共生社会の実現を見すえて今後の展開を検討します。

活動の写真・エピソード掲載

5. 町民の意識

(1) コミュニティの状況

① 町民がイメージする「地域」の範囲

町民ぐるみで地域福祉を推進するにあたり、町民がイメージする「地域」の範囲について聞いたところ、「町内会程度の範囲」が30.6%程度で多くなっています。このほか、概ね中学校区を想定する「日常生活圏域」よりも狭い範囲を挙げた人を合計すると半数以上となっており、より身近な範囲で、交流・活動の機会や支援につながる仕組みの充実を図っていくことの重要性がうかがえます。

【町民がイメージする「地域」の範囲】

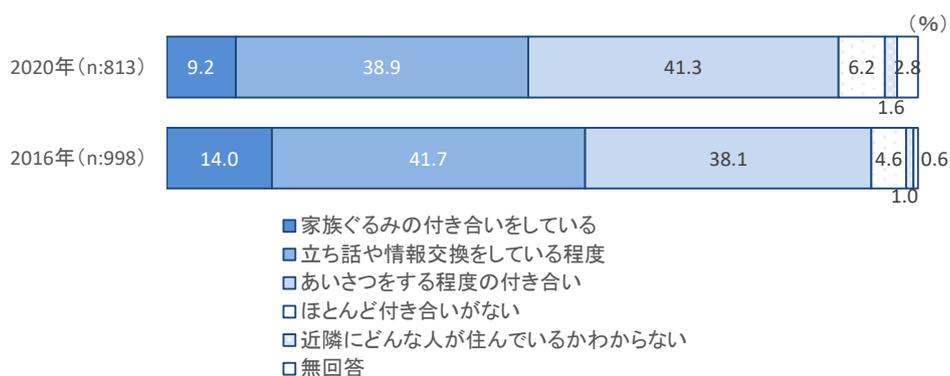


※nは回答者数を表す（以降同様）

② 近所づきあい

近所づきあいについて聞いたところ、「立ち話や情報交換をしている程度」が38.9%、また、「あいさつをする程度」が41.3%で多くを占めています。2016年の調査と比べると、「立ち話や情報交換をしている程度」が微減し、「あいさつをする程度」が微増しており、本町においてもコミュニティにおける人間関係の希薄化が進んでいる様子が現れています。しかし、「ほとんど付き合いがない」「近所にどんな人が住んでいるかわからない」は非常に少数にとどまっており、コミュニティの崩壊という状況ではありません。全国的にコミュニティの崩壊が叫ばれて久しい今日、現在の本町のコミュニティにおける社会的関係性は、地域の大切な資産として残っています。

【近所づきあいの状況】

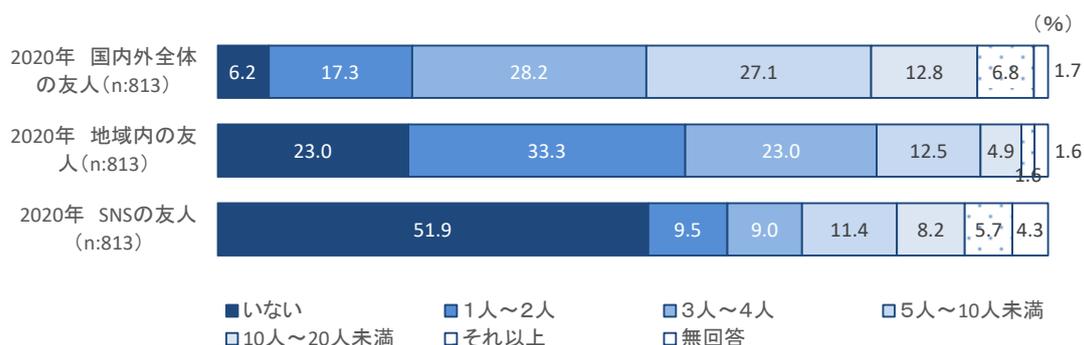


③ソーシャルキャピタル¹¹

近所づきあいの程度とともに、友人や頼れる人もソーシャルキャピタルを表す重要な要素となります。友人と呼べる人及び頼りになる人の人数について、国内外全体、地域内、SNS（ソーシャルネットワークサービス）上に分けて聞いたところ、国内外全体では「いない」は6.2%と少数にとどまっています。地域内に限ると「いない」は23.0%となっており、地域内では、孤独や孤立に陥ってしまう可能性のある人が少なからずいる様子が見えてきます。

近年、SNSが急速に普及しており、SNS普及率は80%程度という調査結果¹²もありますが、SNS上で友人と呼べる人、頼りになる人がいる人は半数弱となっています。SNSの普及率ほど、SNS上での関係性の形成は進んでいない様子が見えてきます。

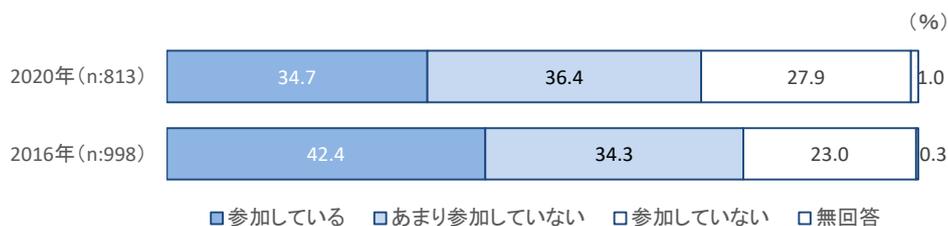
【友人と呼べる人・頼れる人の人数】



④行事・活動への参加

町内の行事や活動への参加状況について聞いたところ、「参加している」が34.7%、「あまり参加していない」が36.4%、「参加していない」が27.9%となっており、概ね三つに分かれています。2016年の調査結果と比べると、「参加している」が減少し、「参加していない」が増加しています。

【町内の行事・活動への参加状況】



¹¹ ソーシャルキャピタル：社会関係資本と訳される。社会・地域における人々の信頼関係や結びつきを表す。

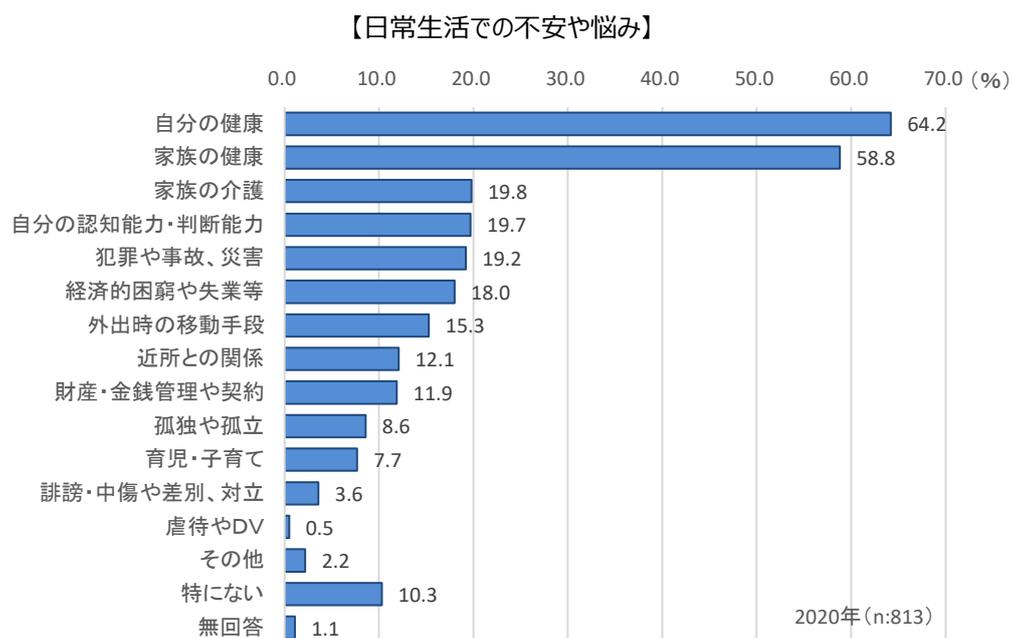
¹² 2020年度の民間調査結果（ICT総研 SNS利用動向に関する調査）。

(2) 地域生活課題

①日常生活での不安や悩み

日常生活での不安や悩みについて聞いたところ、「自分の健康」(64.2%)と「家族の健康」(58.8%)が突出して多くなっています。

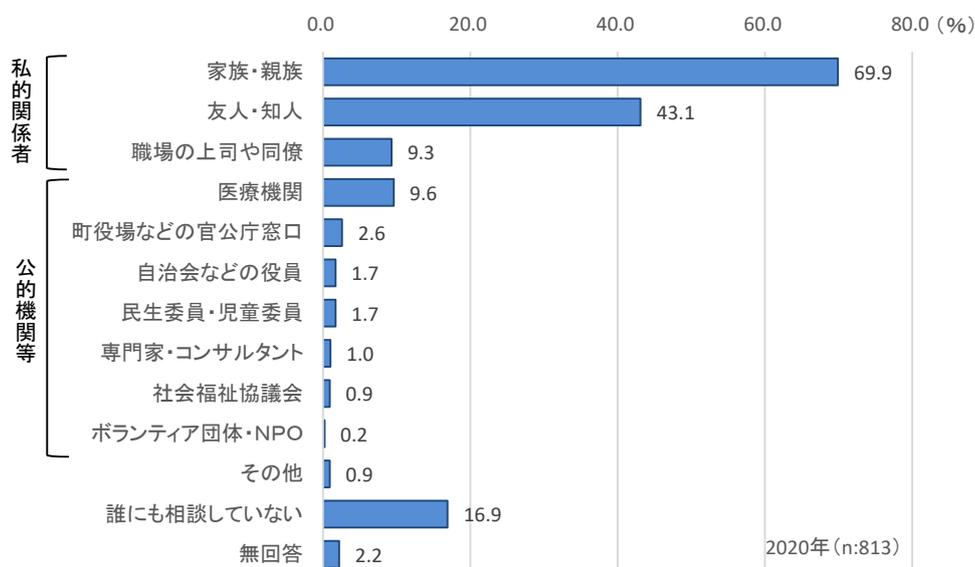
他方、例えば、法定計画のある「育児・子育て」は7.7%となっていますが、これを超える数値が多く項目で見られます。従来、個人的な課題であった不安や悩みが、一般的な課題として社会に横たわっている可能性があります。このような課題に対しては、従来の制度的な福祉だけでは対応に限界があるため、総合的な対応が重要となります。



②相談先

不安や悩みの相談先について聞いたところ、「家族・親族」(69.9%)、「友人・知人」(43.1%)が際立って多くなっています。このような私的な関係者を超えて、公的機関や専門家等に相談しているケースは少数にとどまっています。他方で、「誰にも相談していない」が16.9%となって比較的多くなっています。

【日常生活での不安や悩みの相談先】



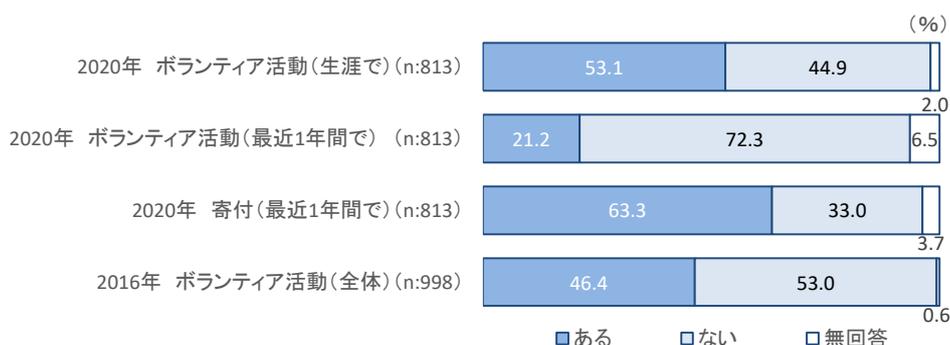
(3) 地域活動・ボランティア活動

①ボランティア活動参加状況・寄付実施状況

ボランティア活動の参加状況について聞いたところ、生涯で参加したことの「ある」人は53.1%となっています。最近1年間に限ると、「ある」は21.2%にとどまっており、継続的に、あるいは頻繁に活動している人は少数であることがわかります。

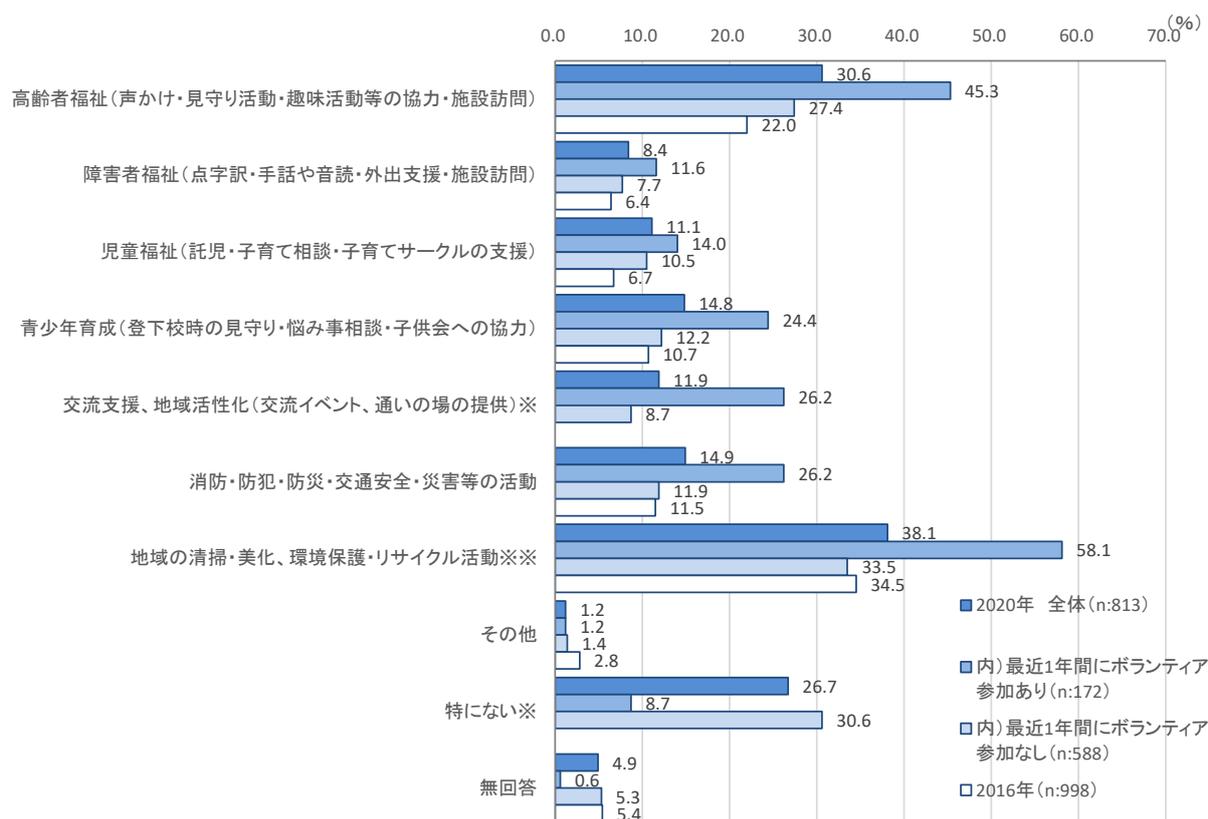
また、寄付について聞いたところ、最近1年間で何らかの寄付をしたことが「ある」人は63.3%となっています。寄付により、ボランティア活動や社会貢献活動等を間接的に支えている人は多いことがわかります。

【ボランティア活動や寄付の状況】



今後、参加したい活動、住民ができる活動について聞いたところ、「地域の清掃・美化、環境・リサイクル活動」(38.1%)と「高齢者福祉(声かけ・見守り活動・趣味活動等の協力・施設訪問)」(30.6%)が多くなっています。最近1年間にボランティア活動に参加したことがある人では、ない人に比べて、いずれの活動についても参加意向等が高くなっています。なお、最近1年間にボランティア活動に参加したことがない人でも、参加したい活動が「特にない」人は30.6%にとどまっており、何らかのきっかけや働きかけ等で参加につながる可能性は小さくないと見込まれます。

【今後参加したい活動等】



※2020年のみの選択肢。

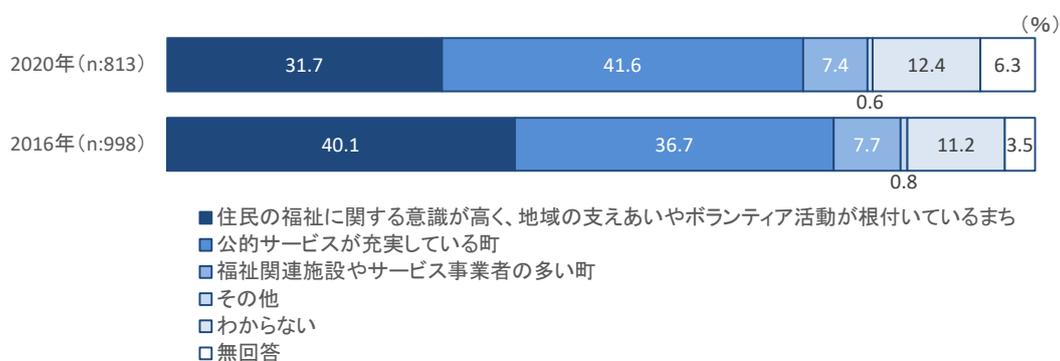
※※2016年調査では「地域の清掃・美化」21.8%、「環境保護・リサイクル活動」12.7%と分けていたが、2020年調査ではこれらを統合したため、2016年の調査結果についてはこれらの2項目を合算した。

(4) 本町の福祉

①福祉水準の高い町

福祉水準が高い町がどのような町かについて聞いたところ、公助中心の「公的サービスが充実している町」が41.6%で最も多く、次いで、互助中心の「住民の福祉に関する意識が高く、地域の支えあいやボランティア活動が根づいている町」が31.7%で多くなっています。2016年の調査結果と比べると「公的サービスが充実している町」が増加し、「住民の福祉に関する意識が高く、地域の支えあいやボランティア活動が根づいている町」が減少しました。結果として、町民の福祉のイメージは、互助との結びつきよりも公助との結びつきが大きくなっています。少子高齢化が進行に伴い、地域での互助の重要性が叫ばれる中、町民の意識においては、公助への期待も大きくなってきているものと考えられます。

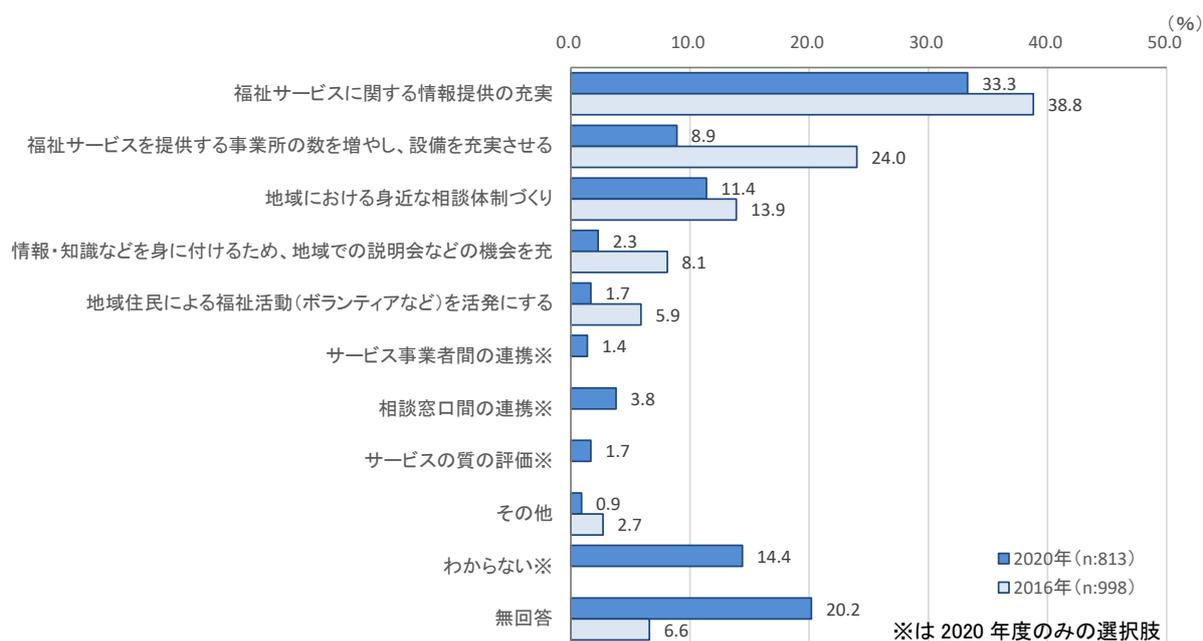
【福祉水準の高い町】



②福祉サービスの充実

福祉サービスの充実に必要なことについて聞いたところ、「福祉サービスに関する情報提供の充実」が33.3%で突出して多くなっています。

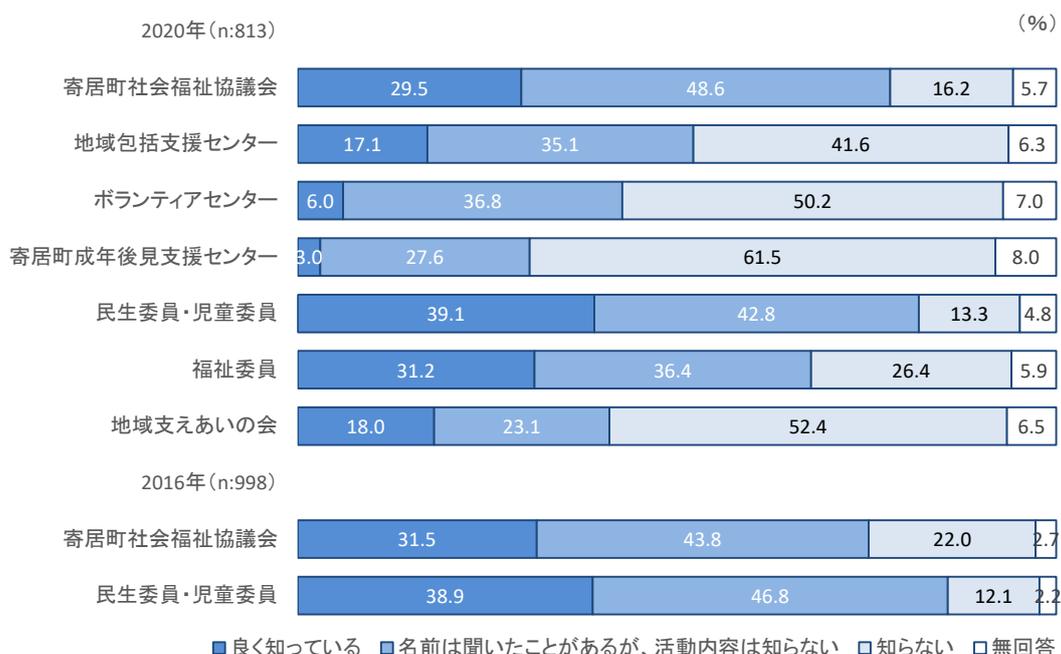
【福祉サービスの充実に重要なこと】



③地域福祉の担い手の認知状況

地域福祉の担い手の認知状況について聞いたところ、「良く知っている」「名前は聞いたことがあるが、活動内容は知らない」を合わせた名称認知率では「社会福祉協議会」(78.1%)、「民生委員・児童委員」(81.9%)、「福祉委員」(67.6%)で高くなっており、幅広い認知が得られています。内容も認知されている「良く知っている」に限っても、これら3機関・委員の認知率が高くなっています。

【地域福祉の担い手の認知状況】

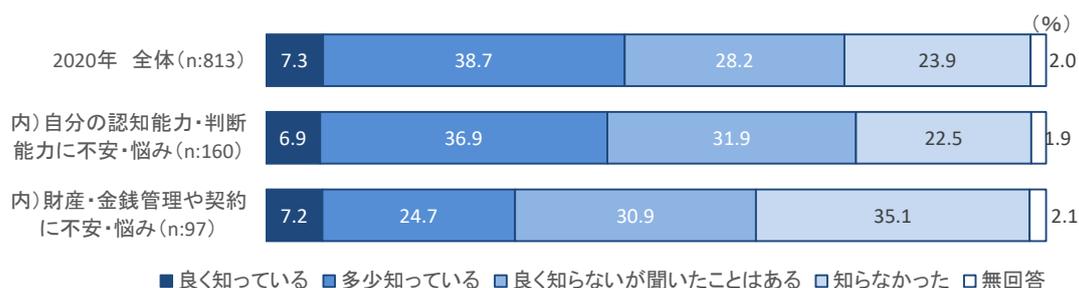


(5) 成年後見制度

①制度の認知状況

成年後見制度の認知状況について聞いたところ、「良く知っている」(7.3%)、「多少知っている」(38.7%)「良く知らないが聞いたことはある」(28.2%)を合わせて名称認知は74.2%となっています。このうち、内容まで知っている「良く知っている」「多少知っている」は、半数弱(46.0%)となっています。また、財産・金銭管理や契約に不安・悩みがある人に限ると、名称認知で62.8%、内容認知で31.9%となり、利用が想定される当事者層への一層の周知が重要となります。

【成年後見制度の認知状況】

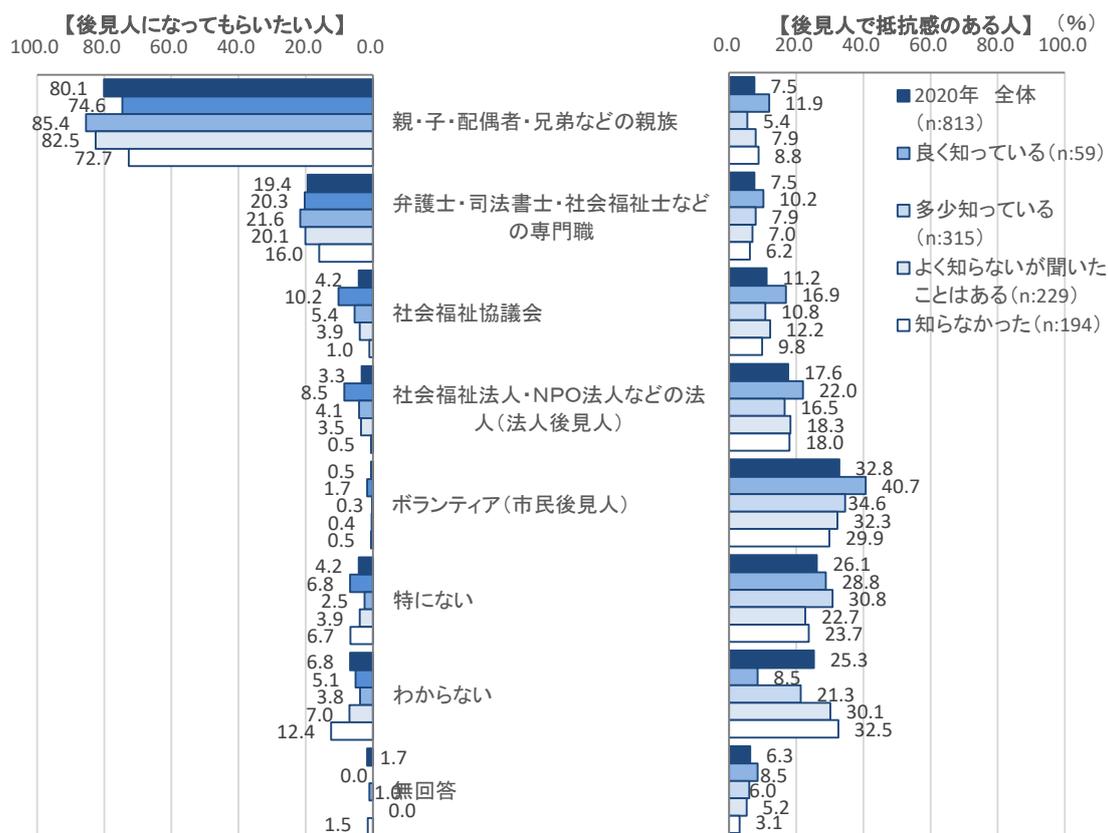


②後見人に関する意識

後見人になってもらいたい人について聞いたところ、「親・子・配偶者・兄弟等の親族」が80.1%で突出して多くなっています。「弁護士・司法書士・社会福祉士等の専門職」も19.4%となっています。他の項目は押しなべて少ないものの、制度を良く知っている人に限ると、「社会福祉協議会」が10.2%に上っています。

後見になってもらうのに抵抗感がある人について聞いたところ、「ボランティア(市民後見人)」が32.8%で最も多くなっています。制度を良く知っているほど「ボランティア(市民後見人)」が多くなっています。

【後見人に関する意識】



(6) 地区別の特徴

地域への愛着・付き合い・活動等について地域別にみると、折原では、他の地域に比べて、比較的狭い範囲を「地域」と認識する人が多く、定住意向も高くなっており、また、地域内での交友や近所づきあい、町内行事等への参加が盛んな様子が現れています。福祉水準の高い町のイメージとして「互助が根づいた」町を挙げる人の割合も高くなっています。市街地では、他の地域に比べて、定住意向は高くなく、近所づきあいの深さはないものの、ボランティア活動の参加者が多くいます。福祉水準の高い町のイメージとしては「公助が充実した」町を挙げる人の割合が高くなっています。鉢形や用土は、他の地域に比べて全般的に低めとなっています。

【地域への愛着・付き合い・活動等の状況（地区別）】

		全体	市街地	西部	桜沢	折原	鉢形	男衾	用土
●地域的愛着等									
「地域」と聞いてイメージする範囲	隣近所(1)	12.7	6.3	11.1	10.3	17.2	13.3	16.1	11.3
	町内会程度(2)	30.6	33.8	41.4	33.6	27.6	28.0	29.0	22.7
	小学校区程度(3)	14.3	16.3	15.2	18.7	20.7	10.5	9.2	20.6
	中学校区程度(4)	7.4	8.8	6.1	5.6	6.9	7.0	9.7	4.1
	計(1-4)	65.0	65.2	73.8	68.2	72.4	58.8	64.0	58.7
寄居町への愛着	ある(1-2)	80.9	83.8	82.8	80.4	82.8	84.0	81.6	74.2
定住意向	住み続けたい(1)	67.5	68.8	67.7	71.0	75.9	70.6	68.2	55.7
●付き合い・活動等									
友人等(地域内)	いる(2-6)	75.3	75.2	73.8	71.0	89.6	74.2	80.6	67.0
友人等(SNS)	いる(2-6)	43.8	46.4	43.5	40.1	43.0	42.0	48.4	44.3
近所づきあい	深い(1-2)	48.1	38.8	48.4	54.2	60.3	41.3	50.2	50.5
	ある(1-3)	89.4	92.6	94.9	86.9	94.8	84.0	91.7	84.5
町内行事・活動への参加	参加している(1)	34.7	36.3	31.3	31.8	46.6	26.6	39.6	38.1
ボランティア(生涯)	参加あり(1)	53.1	62.5	57.6	49.5	60.3	48.3	56.2	43.3
ボランティア(最近1年)	参加あり(1)	21.2	32.5	20.2	21.5	24.1	14.7	23.0	18.6
寄付(最近1年)	ある(1-11)	63.3	62.5	60.6	68.2	62.1	65.7	64.1	60.8
●相談									
悩み・不安等の相談先	私的関係者(1-3)	78.5	76.3	78.8	76.6	82.8	75.5	82.0	76.3
	公的機関等(4-10)	15.0	22.5	15.2	13.1	10.3	15.4	17.5	8.2
●町内の福祉活動・拠点等の認知等									
社会福祉協議会	知っている(1-2)	78.1	80.1	77.8	83.1	77.6	75.5	80.7	73.2
地域包括支援センター	知っている(1-2)	52.2	51.3	52.5	56.1	58.6	49.7	51.6	51.6
ボランティアセンター	知っている(1-2)	42.8	43.8	42.4	47.7	39.6	45.5	41.5	41.3
成年後見支援センター	知っている(1-2)	30.6	37.5	30.3	22.4	31.0	33.6	30.9	29.9
民生委員・児童委員	知っている(1-2)	81.9	82.6	85.9	83.2	81.0	79.7	83.9	79.3
福祉委員	知っている(1-2)	67.6	63.8	71.7	72.9	63.8	66.5	69.1	62.9
地域支えあいの会	知っている(1-2)	41.1	47.6	44.4	39.2	48.3	35.0	41.9	41.3
町の福祉水準	普通以上(1-3)	66.9	77.5	65.7	67.2	74.1	65.7	65.4	61.9
福祉水準の高い町のイメージ	互助が根づいた(1)	31.7	31.3	30.3	29.9	46.6	29.4	34.1	27.8
	公助が充実した(2)	41.6	47.5	40.4	43.9	25.9	42.7	42.4	44.3
町の福祉サービスの利用	ある(1)	26.8	33.8	31.3	18.7	36.2	23.1	29.0	21.6
成年後見制度の認知	知っている(1-2)	46.0	50.0	47.5	40.2	46.5	46.2	48.9	42.3

※表中の各地域の数値は、アンケートの回答のうち表側の()内の選択肢番号に該当する回答数を集計したもの。

□全体より3%以上高い □全体より5%以上高い □全体より10%以上高い

(7) 属性別の特徴

地域への愛着・付き合い・活動等について属性別にみると、男女別では、女性のほうが、地域内の友人が多く、ボランティア活動への参加率が高くなっています。また、町内の福祉活動や拠点の認知率も高くなっています。年代別では、60代以上で、地域内での友人が多く、近所づきあい、行事下の参加等が盛んです。町内の福祉活動や拠点の認知率も高くなっています。地域のコミュニティ活動が女性や60歳代以上を中心として動いている様子がうかがえ、属性的な偏りが課題として浮かんできます。

【地域への愛着・付き合い・活動等の状況（属性別）】

		全体	男性	女性	20・30代	40・50代	60代以上
●地域的愛着等							
「地域」と聞いてイメージする範囲	隣近所(1)	12.7	11.4	13.3	1.5	9.9	17.4
	町内会程度(2)	30.6	31.8	30.2	14.9	31.3	35.5
	小学校区程度(3)	14.3	15.6	13.6	21.6	16.7	11.0
	中学校区程度(4)	7.4	8.5	6.4	19.4	5.6	4.6
	計(1-4)	65.0	67.3	63.5	57.4	63.5	68.5
寄居町への愛着	ある(1-2)	80.9	83.0	80.2	72.4	78.6	85.6
定住意向	住み続けたい(1)	67.5	72.2	64.7	47.8	61.4	77.6
●付き合い・活動等							
友人等(地域内)	いる(2-6)	75.3	68.4	81.6	72.3	71.3	79.2
友人等(SNS)	いる(2-6)	43.8	38.7	48.7	73.1	49.7	32.6
近所づきあい	深い(1-2)	48.1	48.3	48.4	19.4	39.9	62.0
	ある(1-3)	89.4	89.8	89.1	79.1	91.0	91.7
町内行事・活動への参加	参加している(1)	34.7	38.4	32.0	13.4	31.8	42.8
ボランティア(生涯)	参加あり(1)	53.1	48.9	57.3	62.7	47.6	53.8
ボランティア(最近1年)	参加あり(1)	21.2	21.0	21.8	14.2	18.5	25.2
寄付(最近1年)	ある(1-11)	63.3	65.1	62.7	44.8	63.5	69.6
●相談							
悩み・不安等の相談先	私的関係者(1-3)	78.5	73.3	82.7	84.3	78.1	77.1
	公的機関等(4-10)	15.0	17.3	13.1	7.5	9.4	20.4
●町内の福祉活動・拠点等の認知等							
社会福祉協議会	知っている(1-2)	78.1	76.2	81.4	63.4	79.4	83.3
地域包括支援センター	知っている(1-2)	52.2	43.8	59.8	39.6	48.5	58.9
ボランティアセンター	知っている(1-2)	42.8	36.6	48.7	38.8	43.3	44.7
成年後見支援センター	知っている(1-2)	30.6	25.5	35.1	26.1	25.8	35.0
民生委員・児童委員	知っている(1-2)	81.9	79.2	85.3	61.1	85.9	87.6
福祉委員	知っている(1-2)	67.6	62.2	73.3	46.3	66.9	75.8
地域支えあいの会	知っている(1-2)	41.1	38.4	44.0	25.3	31.7	51.5
町の福祉水準	普通以上(1-3)	66.9	66.7	68.2	64.9	67.0	68.5
福祉水準の高い町のイメージ	互助が根づいた(1)	31.7	33.5	30.9	25.4	30.9	34.8
	公助が充実した(2)	41.6	41.8	42.2	47.8	42.5	39.8
町の福祉サービスの利用	ある(1)	26.8	25.6	28.0	20.1	25.8	29.7
成年後見制度の認知	知っている(1-2)	46.0	45.5	46.7	26.9	43.4	53.3

※表中の各地域の数値は、アンケートの回答のうち表側の()内の選択肢番号に該当する回答数を集計したもの。

□全体より3%以上高い □全体より5%以上高い □全体より10%以上高い

6. 地域福祉の方向性をめぐる課題

(1) 本町の将来の見通し

今後、長期に渡って、本町の人口構造が大きく変化していくと見込まれます。また、町民のライフスタイルや意識も変化していくと見込まれます。

前項までの統計分析やアンケート調査の結果から、現在の傾向のまま推移したと仮定した場合の本町の将来の見通しや可能性を描くと、以下の通りとなります。

将来的に、さらなる高齢化の進行や、世帯の縮小等で自助力の低下、また、地域コミュニティ機能の低下が進むと見込まれる中、支援ニーズも増加すると見込まれます。他方で、要支援・要介護状態にない高齢者、就業していない人の存在は確実に見込めます。また、SNSでの交友者、寄付の実施者等、これまで地域福祉で注目されていなかった人も増加する可能性があります。このような動向にも視線を向けていくことが重要となります。

【本町のこれまでの実態と将来の見通し】

		5年前 2015年	現在 2020年	本計画目標年 2025年	将来 2040年
人口・世帯	総人口	34,000	32,000	30,000	24,000
	高齢化率	29%	34%	37%	45%
	世帯数	12,900	12,800	12,700	11,400
コミュニティ	住民100人未満の地域 (大字単位・全23地域)	1	2	3	4
	高齢化率40%以上の地域 (大字単位・全23地域)	2	7	12	22
	高齢化率50%以上の地域 (大字単位・全23地域)	1	2	4	5
	支援ニーズ(地域包括総合 相談件数)	1,400	*6,000	増加	増加
	近所づきあい(深い付き合い)	56%	48%	減少	減少
	住民のソーシャルキャピタル		地域内外+SNS		
	町内行事・活動参加率	42%	35%	減少	減少
	老人クラブ加入率	16%	*12%	減少	減少
	ボランティア登録者数	300	*250	減少	減少
	ボランティア活動参加(1年間)		21%		
	寄付実施(1年間)		63%		
	福祉水準の高い町のイメージ	住民の互助	公助サービス		
	暮らし	単身世帯の割合	25%	26%	28%
高齢単身世帯率		11%	13%	15%	21%
要介護状態(要支援・要介護 認定者数)		1,743	●	●	●
要介護状態(要支援・要介護 認定率)		17%	●	●	●
生活困窮(被保護世帯率)		2.6%	2.6%	減らない	減らない
就業者の割合		55%	53%	52%	47%

※表中の数値は、変化をわかりやすくするため概数で表示。*は2019年の値 ●介護保険事業計画より掲載予定

(2) 本町の地域福祉の方向性を巡る課題

①【総論】コミュニティの持続可能性に向けた取り組みの増進と地域共生社会の実現

本町の人口構造、地域構造、町民のライフスタイル等は趨勢的に変化してきました。1年単位、あるいは計画期間に相当する5年程度の変化は小さくても、その変化が積み重なると大きな変化となります。前項で2040年までの本町の社会の状況を見通したところ、支援ニーズの増大の可能性と、地域コミュニティの担い手の減少の可能性が見えてきました。これは、本町のコミュニティの持続可能性にとって非常に厳しい見通しです。しかしながら、従来の統計で把握されていなかったSNSでのつながり、寄付等で間接的に社会を支える人の多さは、本町のコミュニティの持続可能性を支える一つの手がかりになる可能性があります。また、ボランティア登録者や老人クラブ加入者、就労者等が減少する一方で、要介護・要支援認定率は高まっておらず、要介護状態にない高齢者も増えています。要介護状態にない高齢者や就労していない町民等を地域福祉、地域コミュニティの取り組みに結び付けていくことも重要となります。これも持続可能性を高める一つの可能性です。こうした個々の可能性を拾い上げて施策に結び付けていくことが重要となります。

「地域共生社会」という考え方では、たとえ要介護状態にあっても、あるいは障害の有無にもよらず、誰もが地域社会の中で可能な役割を担い、支援を提供していくことが目指されています。支援を提供する側と提供される側とを明確に分けずに、支え合う社会の実現が目指されています。短期的に大きな変革を目指すことは無理でも、2040年という長期を見すえて身近な取り組みを増やしていくことが重要となります。このため、本計画期間においては、そのような取り組みや成果の事例を大切に扱っていくことが重要となります。

本町では、早くから本町独自の取り組みとして、福祉委員や地域支えあいの会等の取り組みを進め、地域における取り組みの定着を図ってきました。このような取り組みが今後の地域共生社会の実現に向けた重要な基盤として位置づけられます。本町でも全国的な傾向と同様に、地域コミュニティにおける近所づきあいの希薄化や互助力の低下が進んできました。しかしながら、福祉委員や地域支えあいの会等の取り組みが地域におけるつながりや互助力の低下を抑制してきたとみられます。引き続き、このような取り組みの地域における定着、継続的發展を促進していくことが課題となります。

アンケート調査の結果によると、福祉水準が高い町のイメージとして「公的サービスが充実した町」がトップとなりました。前回(2016年)の調査では「住民の福祉に関する意識が高く、地域の支えあいやボランティア活動が根付いた町」がトップでした。町民の福祉像は、互助重視から公助重視へと方向転換しつつある可能性があります。その要因として、地域における互助には限界があるとの認識が強まっている可能性が考えられます。自助・互助・共助・公助の役割を明確にしたうえで、相互連携をより一層図っていく必要があります。

2020年には、新型コロナウイルス感染症により、非常事態宣言が出され、長期に渡って外出の自粛が続いたほか、人と人との接触をなるべく避けるライフスタイルが提唱されました。コミュニティ活動・福祉活動の推進にとっては困難な事態です。こうした状況下でも必要な支援を絶やさない継続的な取り組みの工夫が求められます。

地域福祉は地域コミュニティを基盤とする活動です。時代環境に合わせて互助力を維持し、高

めていく多様な取り組みが求められます。

②【各論】これまでの延長線上にある課題への対応の強化

ア) 本町でこれまで築いてきた地域福祉の基盤を活かした地域共生社会の実現

要支援・要介護の認定者、ひとり暮らし高齢者が毎年増加していることから、支援を必要とする高齢者の増加は今後も見込まれます。従来の福祉は、こうした課題に対し、対象者別の制度的福祉が中心となって対応してきました。しかし近年では、障害者の高齢化、介護と子育てを同時に行うダブルケア、ひとり親世帯の貧困等のように複合化した課題や8050問題のようにかつてはなかったような問題が顕在化しています。こうした複雑化・複合化した課題に対して、従来中心となってきた制度的な福祉では対応に限界があり、「制度のはざま」問題と呼ばれています。

このような近年の状況を踏まえ、地域福祉においては、制度的な福祉を活かしつつ、包括的・総合的な視点で取り組んでいくことが求められます。本町では早くから、その基盤となる仕組みづくりを進めており、福祉委員、地域支えあいの会等の住民参加型の取り組みを推進してきました。このような取り組みを基盤として、時代環境に合わせた改善を図り、誰もが必要な支援に確実につながる体制整備の推進が求められます。社会福祉協議会や地域支えあいの会、NPO・ボランティア団体をはじめ、地域に根差して活動する民生委員・児童委員、福祉委員に対しての支援がますます必要となることから、より連携を図り、支援、ネットワークづくりを強化していく必要があります。

また、支援を必要とする人の中には、支援の必要性を表明することが難しい人もいます。そうした人の早期発見や権利擁護を充実させていくことも課題となります。

イ) 地域コミュニティの維持・回復と時代環境に合ったつながりの構築

アンケート調査の結果を見ると、近所との付き合いは「あいさつをする程度の付き合い」が最も多くなっており、地域のつながりが希薄になっています。他方で、「住民の福祉に関する意識が高く、地域の支えあいやボランティア活動が根付いた町」を福祉水準の高さに結び付ける町民は、減少傾向にはあるものの、まだ多数います。こうした理想と現実のギャップを踏まえたうえで、地域コミュニティにおける住民間のつながりの確保を図っていく仕組みづくりを進める必要があります。

2020年には新型コロナウイルス感染症により、住民同士が実際に合って活動等を行うことが難しい事態が生じた一方、それを補うようにオンライン上でのつながりを拡大するサービス等が普及しています。アンケート調査の結果によると、SNS上で友人と呼べる人、頼れるになる人がいる町民は半数近くに上ります。このような、近年の人と人とのつながり方に関する動向も積極的に地域福祉に結びつけていくことが重要です。

また、アンケート調査の結果によると、町民がイメージする自分にとっての「地域」の範囲は、人によって大きくことになっており、「隣近所」をイメージする人もいれば「寄居町を超える範囲」をイメージする人もいます。この地域像は、日常生活の行動範囲が大きく関係していると考えられます。狭い地域に密着して行動する人も、地域をまたいで行動する人もいることは、重層的な支援体制の構築にとっては重要です。狭い地域の中だけ人口減少や高齢化に対応できかねる地区も生じると見込まれますが、地域をまたぐ広域的な支援やつながりについても積極的に取り組み

に反映していくことが重要です。

ウ) 関心を持ち、関わりやすい環境の整備

単身世帯の増加や一世帯当たりの家族人数の減少、困窮世帯の増加をはじめとして、自助力の低下がうかがえます。こうした中、個々の自助を支える地域の互助力が重要となります。

アンケート調査の結果によると、ボランティアへの参加経験者は53.1%となっていますが、最近1年間に限ると21.2%にとどまっています。今後のボランティア参加意向は低くないものの、最近1年間に参加していない人では、最近1年間に参加した人に比べて参加意向の広がりはありません。2040年には支援が必要な人が相当に増えると見込まれます。誰もが関心を持ち、参加しやすい機会の提供が重要となります。

こうした取り組みの推進には、本町行政内を横断した連携体制の進化を図るとともに、町と社会福祉協議会との連携を中心として官民連携体制を整備していくことが重要です。

第3章 計画の基本理念と基本目標

1. 基本理念

町民一人ひとりの主体的な参加のもと、寄居町の地域福祉をつくりあげていくため、前計画では「みんなで支える 共に生きるまちづくり」を基本理念に掲げて取り組んできました。

前計画の理念は、国が示す地域共生社会の理念¹³や、令和2（2020）年改正の社会福祉法に規定された地域福祉推進の理念¹⁴（第4条）とも合致しており、今後の地域福祉の重要な考え方を示しています。

町に暮らすすべての人が地域福祉の担い手として、助け合いながら魅力ある人づくりを進め、安心・快適に共に生きる幸せに満ちたまちづくりを進めるため、本計画においても、前計画の理念を継承することとします。

基本理念

「みんなで支える 共に生きるまちづくり」

¹³ 地域共生社会の理念：制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指す。

¹⁴ 地域福祉推進の理念：「(地域福祉の推進) 第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し、合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。」

2. 基本目標

地域福祉計画の基本理念を実現するため、前計画では4つの基本目標を定めて取り組んできました。4つの基本目標は、地域に住む人の身近な生活課題・問題の解決に向けた取り組みの基本的な方向性を示すものとして設定されたものです。また、各基本目標は相互に補完・連携することで、より大きな取り組み成果が得られるように設定されています。

本計画においては、本町のこれまでの地域福祉、地域づくりの取り組みを基盤としつつ、継承・発展させていくことが大切であることから、基本目標については、前計画の4つの目標を継承します。なお、2040年を見すえ、地域共生社会の実現に向けた取り組みを加速する必要があることから、本町における地域共生社会の実現を念頭において基本目標を掲げます。

1. 寄居町における地域共生社会の実現に向けた共に助け合える活動基盤づくり（基盤づくり）

これまでの地域づくりの取り組みの成果を活かしながら、本町における地域共生社会の実現に向けて、地域福祉の発展・拡充を進めます。「自助」・「互助」・「共助」・「公助」の役割を明確にし、誰もが気軽に支えあい・お互いに助け合える活動基盤づくりを目指します。

2. 地域とともに暮らすつながりづくり（関係づくり）

老若男女、障害の有無に関わらず、町民誰もが集まれ、交流・活動できる地域コミュニティづくりをさらに推進します。ともに作り上げる地域福祉では、地元の地域コミュニティを基本とし、本町らしい温かなふれあいの中で地域とともに暮らすつながりづくりを目指します。

3. 地域で活躍できる人づくり（人づくり）

地域福祉を身近なものと考え、自らの問題として認識し、主体的に関わることのできる人材の育成・確保をさらに進めます。町民すべてがお互いに学び、地域社会へ参加・参画できるよう、地域で活躍できる人づくりを目指します。

4. 安心して住みやすい環境づくり（環境づくり）

町民が安心・安全に暮らすため、困っている人が必要な支援・サービスにつながる環境整備の充実に努めます。また、住宅・交通・環境・まちづくり等の生活関連分野との連携を強化し、安心して住みやすい環境づくりを目指します。

3. 施策の体系

基本理念：「みんなで支える 共に生きるまちづくり」

1. 寄居町における地域共生社会の実現に向けた共に助け合える活動基盤づくり

(1) 日常生活支援体制の構築

- ① 地域支えあいの会、NPO・ボランティア団体等の活動促進
- ② 町ぐるみのネットワークづくり
- ③ 地域包括ケアシステムの深化・地域共生社会の構築
- ④ 重層的支援体制の整備に向けた取り組み **(新規)**

(2) 協働による福祉活動支援

- ① 行政・社会福祉協議会・関係団体等の連携強化
- ② 民生委員・児童委員、福祉委員活動への支援の拡充

2. 地域とともに暮らすつながりづくり

(1) 多世代交流・拠点づくりの促進

- ① 地域の拠点づくりの促進
- ② 共生型のまちづくりの推進

(2) 生きがい健康づくりの推進

- ① 高齢化社会に向けた健康づくりの促進
- ② 高齢者の社会活動支援

(3) 地域における見守り・支援の強化

- ① 地域における見守り体制の強化
- ② 安心・安全な防犯体制の整備
- ③ 災害時の支援・備えの充実

(4) 支援の継続的提供体制の整備 **(新規)**

- ① 新しい日常における安心・安全な支援・サービスの提供 **(新規)**
- ② 事業者・団体におけるBCP（事業継続計画）等策定の促進 **(新規)**

3. 地域で活躍できる人づくり

(1) 地域を支える担い手の育成

- ① 地域福祉を担う人材の育成
- ② N P O・ボランティア団体への支援
- ③ 次世代を支える介護、保育サービスの人材確保
- ④ 福祉と産業との連携 **(新規)**

(2) 福祉教育の充実

- ① インクルーシブ教育の充実
- ② 社会福祉法人、大学との福祉教育の連携推進

4. 安心して住みやすい環境づくり

(1) 相談体制の強化

- ① 断らない相談支援体制の整備 **(新規)**
- ② 気軽に手助けを利用できる環境づくりの促進
- ③ 苦情解決制度の周知

(2) 権利擁護活動の推進

- ① 権利擁護体制の充実
- ② 虐待防止への取り組みの強化
- ③ 障害者に対する差別解消への取り組み

(3) 生活環境の充実

- ① バリアフリー化の推進・ユニバーサルデザインの普及
- ② 生活環境の充実

5. 権利擁護の推進（成年後見制度利用促進基本計画）（新規）

- ① 早期発見・利用促進 **(新規)**
- ② 地域連携ネットワークの体制整備 **(新規)**
- ③ 中核機関の整備・運営 **(新規)**
- ④ 助成制度の整備 **(新規)**